

排出量取引入門



平成30年12月
東京都環境局



本説明会の内容

1. 東京都の気候変動対策
2. 排出量取引制度の概要
 - (1) 排出量取引の基本的な事柄
 - (2) 削減量口座簿とは
 - (3) 排出量取引の例
3. 排出量取引に係る留意事項
4. 排出量取引に係る各種手続
5. クレジットの無効化についての手続きと留意事項
6. 総量削減義務と排出量取引システムについて
7. 関係資料の掲載場所
8. 排出量取引に関する用語定義集

An aerial photograph of a dense urban landscape, likely Tokyo, featuring numerous skyscrapers and a large green park area in the foreground. A semi-transparent white rectangular box is centered over the middle of the image, containing the title text.

1. 東京都の気候変動対策

1-(1) 東京都の気候変動対策

～温室効果ガスの総量削減目標～

あるべき姿

省エネルギー・エネルギーマネジメントの推進により、エネルギー利用の高効率化・最適化が進展し、エネルギー消費量の削減と経済成長が両立した、持続可能な都市が実現している。産業・業務部門においては、事業者規模の大小にかかわらず、設備機器の効率的な運用・高効率化が進むとともに、低炭素なエネルギーの選択行動がとられている。

～目標～

【2006年12月「10年後の東京」】

●温室効果ガス排出量 「2020年までに、25%削減（2000年比）」

【2014年12月「東京都長期ビジョン」】

●エネルギー消費量 「2020年までに、20%削減（2000年比）」

【2016年3月「東京都環境基本計画」】

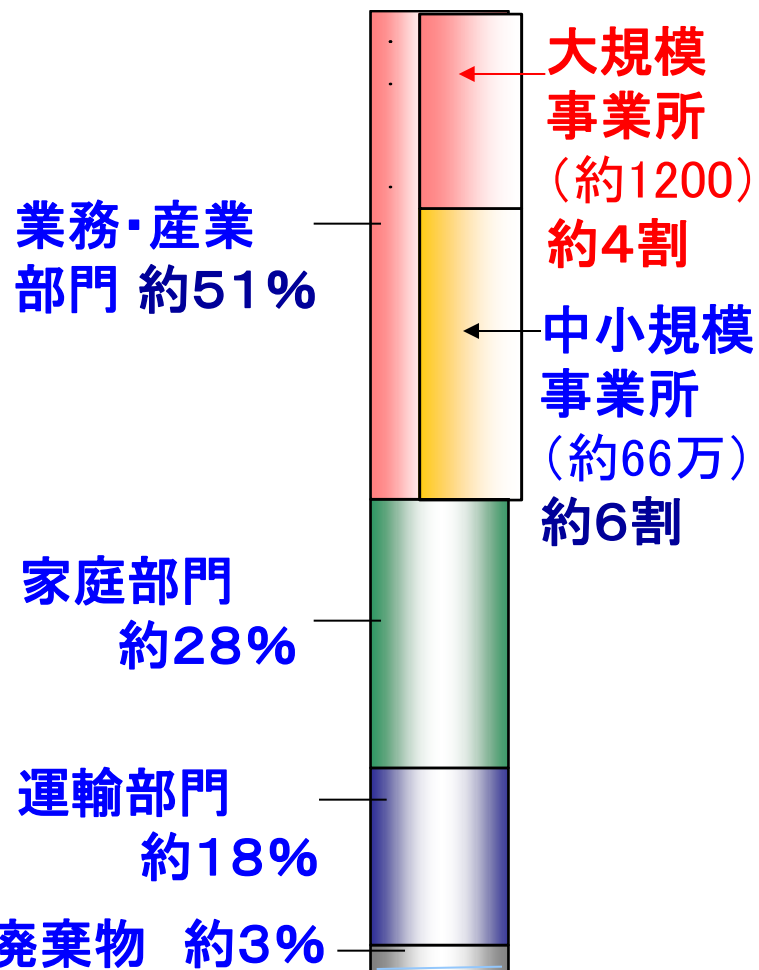
●温室効果ガス排出量 「2030年までに、30%削減（2000年比）」

●エネルギー消費量 「2030年までに、38%削減（2000年比）」

●再生可能エネルギー 「2030年までに、電力利用割合30%程度に」

1-(2) 東京都の気候変動対策 ～部門別の対策～

都CO₂排出量(6,006万トン)の部門別割合※



大規模事業所への「総量削減義務」の実施

- 総量削減義務と排出量取引制度

中小規模事業所の省エネを促進

- 地球温暖化対策報告書制度
- 中小テナントビルの省エネ改修支援

家庭の節電・省エネを進める

- 既存住宅の断熱性能の向上、太陽光発電・太陽熱利用の促進
- 家庭用燃料電池の普及促進 など

自動車部門のCO₂削減

- 燃料電池車、電気自動車など次世代自動車の普及促進
- 交通・輸送における省エネルギー対策の推進 など

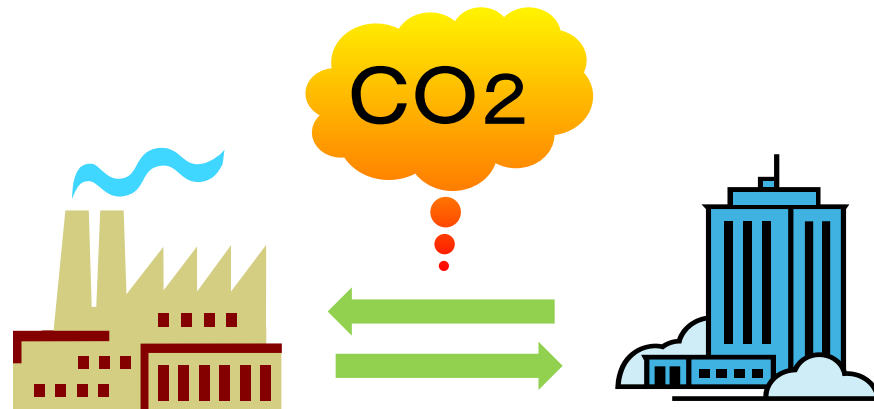
環境都市づくり制度の導入・強化

- 新築建築物の環境性能の評価と公表
- マンション環境性能表示
- 大規模都市開発での省エネ性能の条件化、地域でのエネルギーの有効利用 など

※ 2016年度速報値より算出

2 排出量取引制度の概要

2－(1) 排出量取引の基本的な事柄

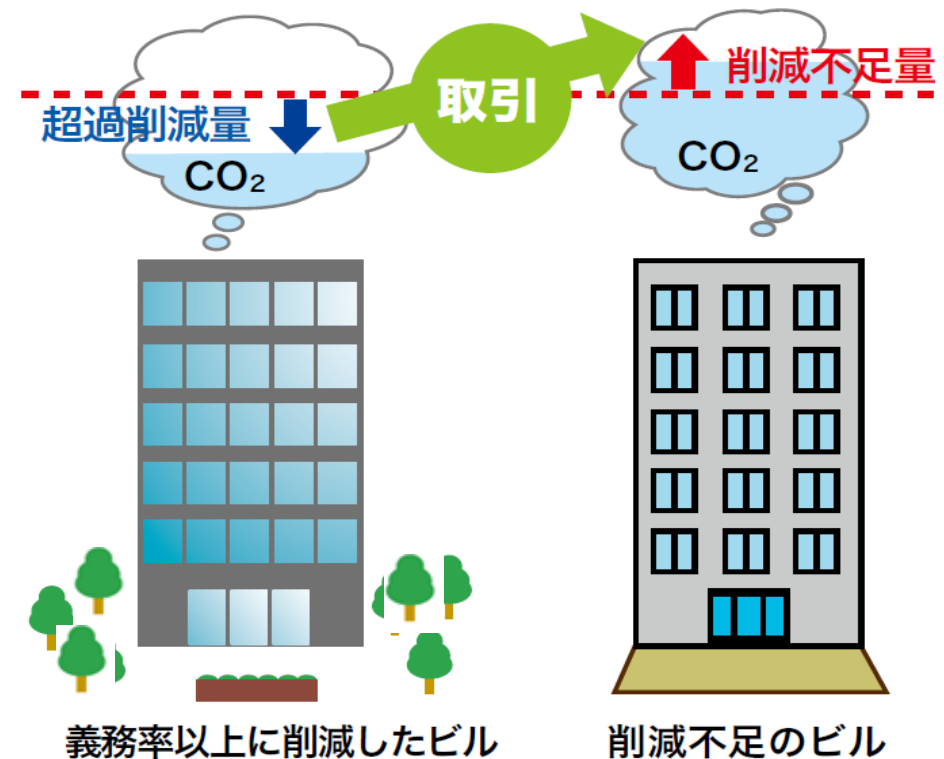


総量削減義務と排出量取引制度

～制度概要～

- オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度
- 高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進
- 自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み
- 大規模事業所間の取引に加え、各種クレジットの活用が可能

排出量取引のイメージ



総量削減義務と排出量取引制度 ~削減計画期間~

● 削減計画期間:5年間

第1計画期間：2010～2014年度

第2計画期間：2015～2019年度

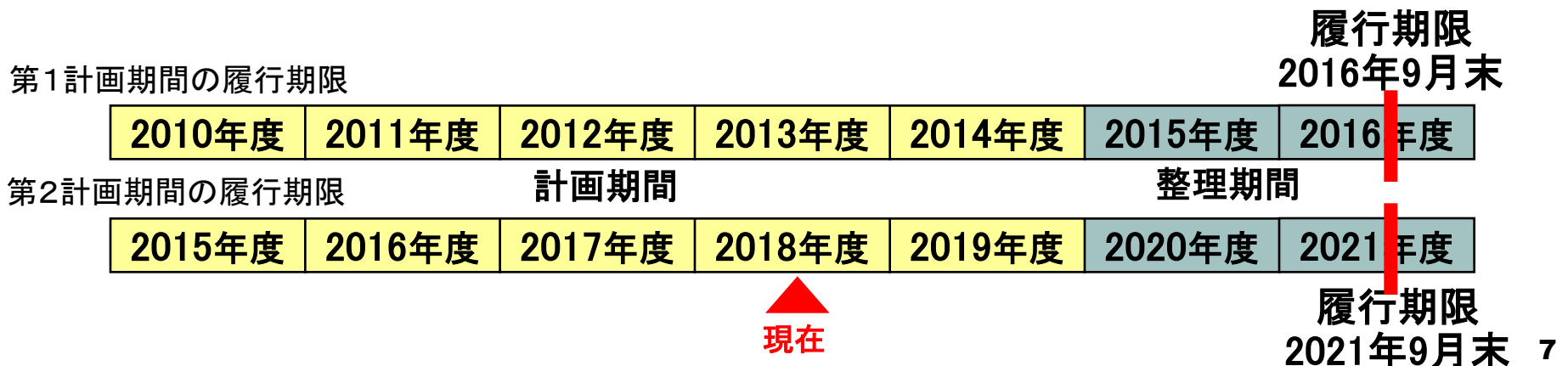
● 総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6ヶ月間の整理期間の後、履行期限となる。

● 第1計画期間の整理期間は2015年4月～2016年9月末

● 第2計画期間の整理期間は2020年4月～2021年9月末

※ 削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。



総量削減義務と排出量取引制度 ~削減義務率~

- 対象 約1,200 事業所
- 削減義務率

区 分		第1計画期間	第2計画期間
I-1	オフィスビル等※ ¹ と地域冷暖房施設 (「区分I-2」に該当するものを除く。)	8%	17%
I-2	オフィスビル等※ ¹ のうち、他人から供給された 熱に係るエネルギーを多く利用している※ ² 事業所	6%	15%
II	区分I-1、区分I-2以外の事業所 (工場等※ ³)	6%	15%

※1 オフィスビル、官公庁庁舎、商業施設、宿泊施設、教育施設、医療施設等

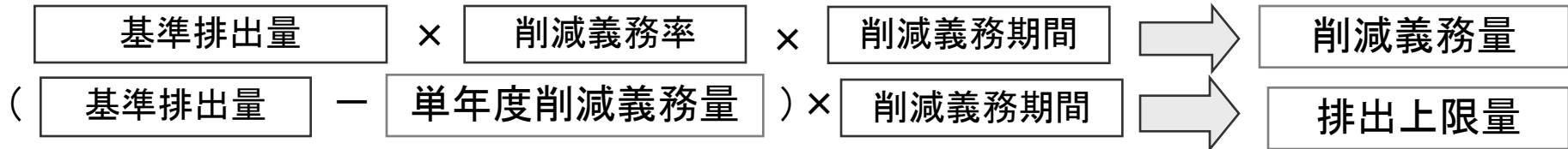
※2 事業所の全エネルギー使用量に占める他人から供給された熱に係るエネルギーの割合が20%以上

※3 工場、上下水施設、廃棄物処理施設等

《新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所の削減義務率》

- 第2計画期間中に新たに特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、第1期と同等の削減義務率を適用
- 第1計画期間の途中から特定地球温暖化対策事業所となる事業所は、特定地球温暖化対策事業所になってから5年間は第1期の削減義務率を適用し、第2期の残りの期間は第2期の削減義務率を適用

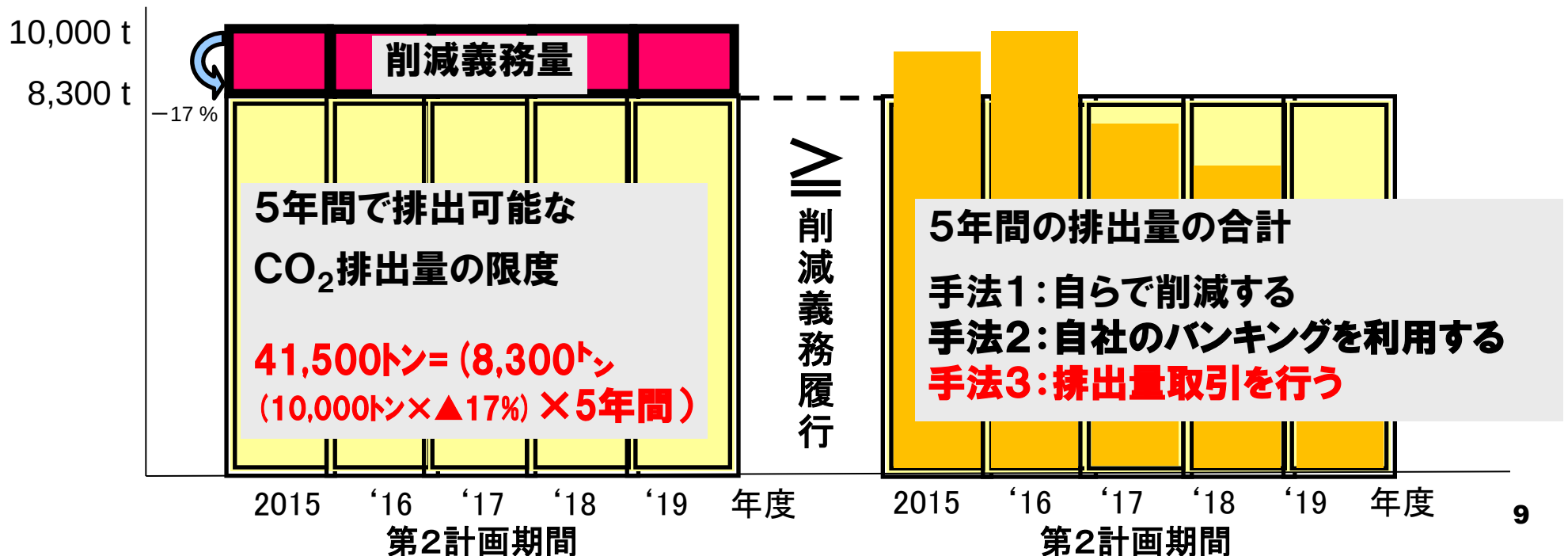
総量削減義務の内容



5年間の排出量を、上記で定まる排出上限量以下に

(例)「基準排出量」: 10,000 t

第2計画期間の削減義務率: ▲17%削減 の場合

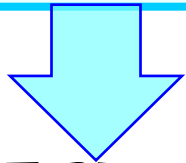


排出量取引の位置付け

「地球温暖化対策指針」の規定

「…事業所において経済的及び技術的に…実施可能な対策の実施により見込まれる削減量を算定した後に、…不足する量について排出量取引を行うという手順で検討するよう努めなければならない。」と対策実施を排出量取引よりも優先するよう決めているが、

一方で、「検討の結果、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、取得する削減量の種類及び取得方法について検討し、**計画的な取得**に努めるものとする。」としている。



 **取引は、削減不足量が確定してから検討すればよいというものではありません。**

 **早い段階から、組織的な検討体制を構築して取引の必要性を判断し、必要な場合は、取得のための準備を進めてください。**

排出量取引では“クレジット”が取引できる

- “クレジット”とは削減対策の実施により得られる温室効果ガスの削減量のこと
- “クレジット”は5種類

- ① **超過削減量**
- ② 都内中小クレジット
- ③ 再エネクレジット
- ④ 都外クレジット
- ⑤ 埼玉連携クレジット

自らの削減義務量以上に削減した場合にクレジットにできるもの

オフセットクレジット

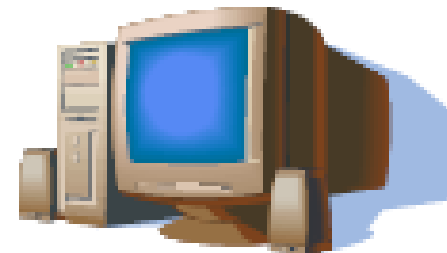


- 第1計画期間のクレジットは、一部の再エネクレジットを除き、第2計画期間の削減義務の履行に利用可能

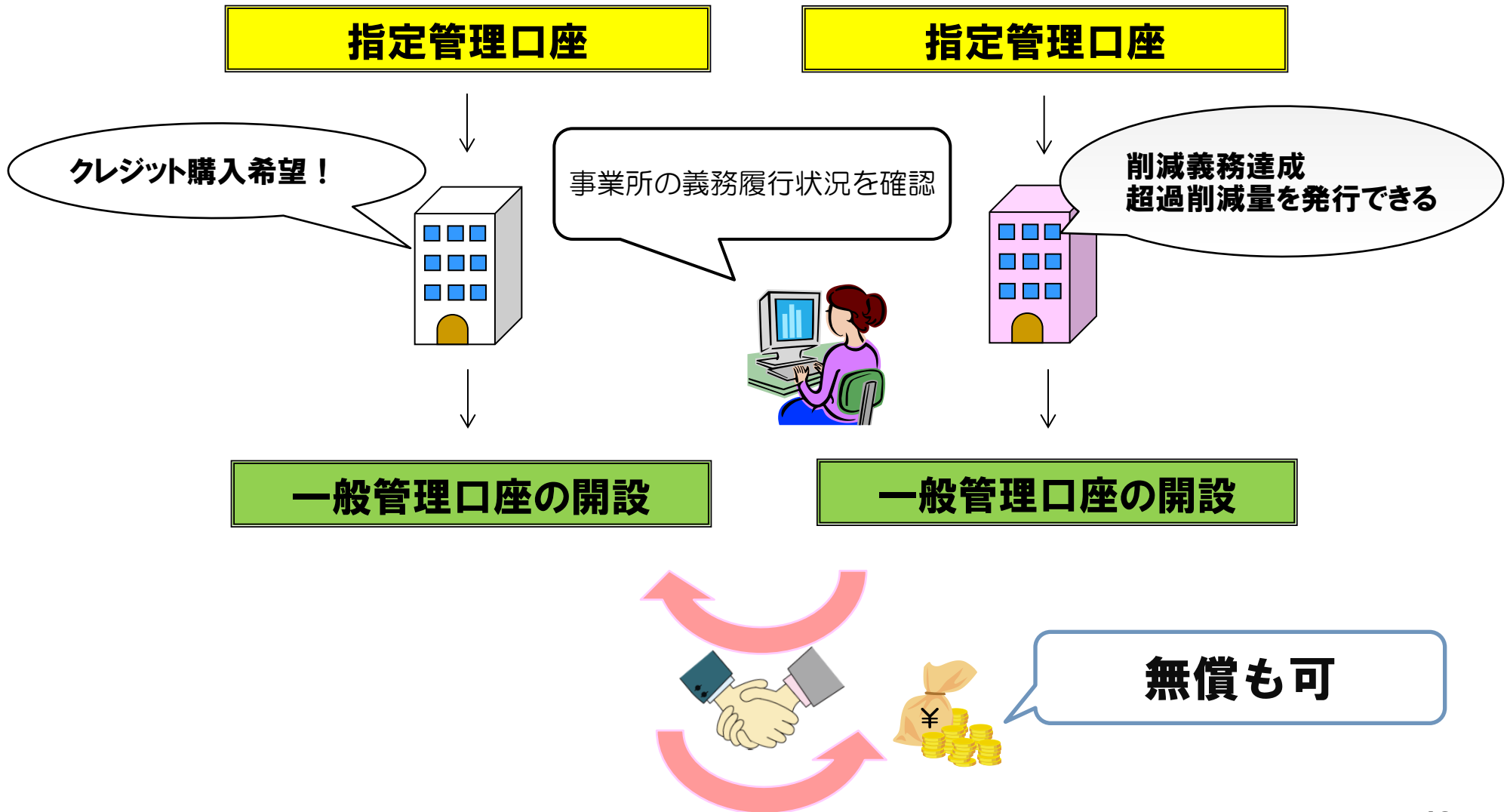
排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

- 排出量取引の結果は、東京都が管理する「**総量削減義務と排出量取引システム**」という電子システムに記録する。
- 口座簿の記録は、申請等に基づき東京都が行う。
- 口座簿には**2種類**ある。

口座簿 { ①指定管理口座
②一般管理口座



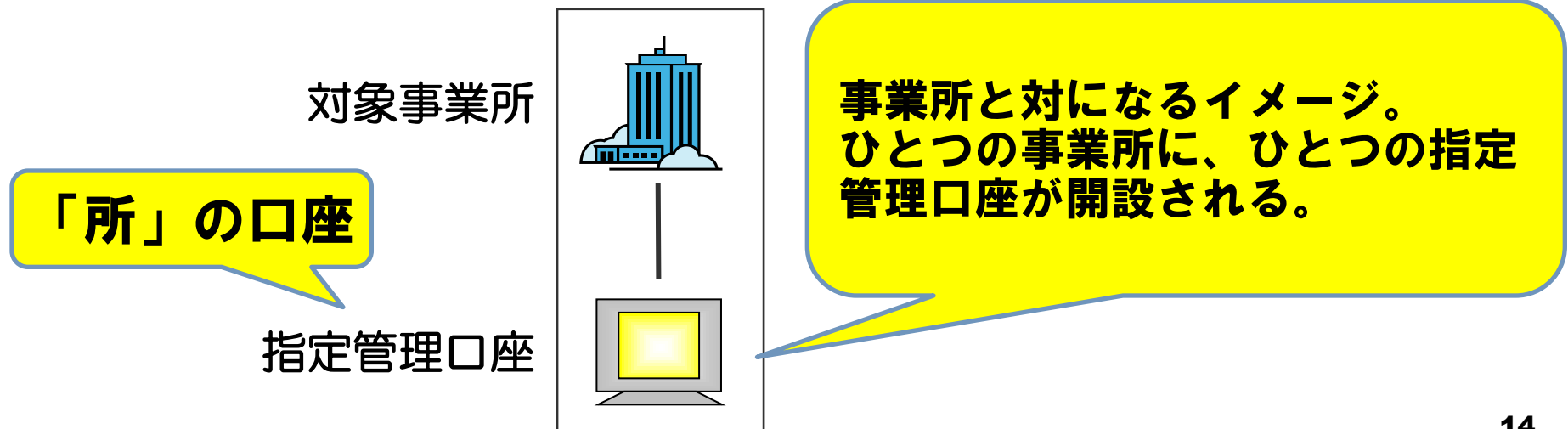
排出量取引の基本概念



排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

【指定管理口座とは】

- ◆ 知事が指定地球温暖化対策事業所の指定を行う際に、職権で開設される口座
- ◆ 削減義務の履行状況を管理する口座
- ◆ 指定管理口座に記録される数値は、対象事業所の排出状況を示す数値である。

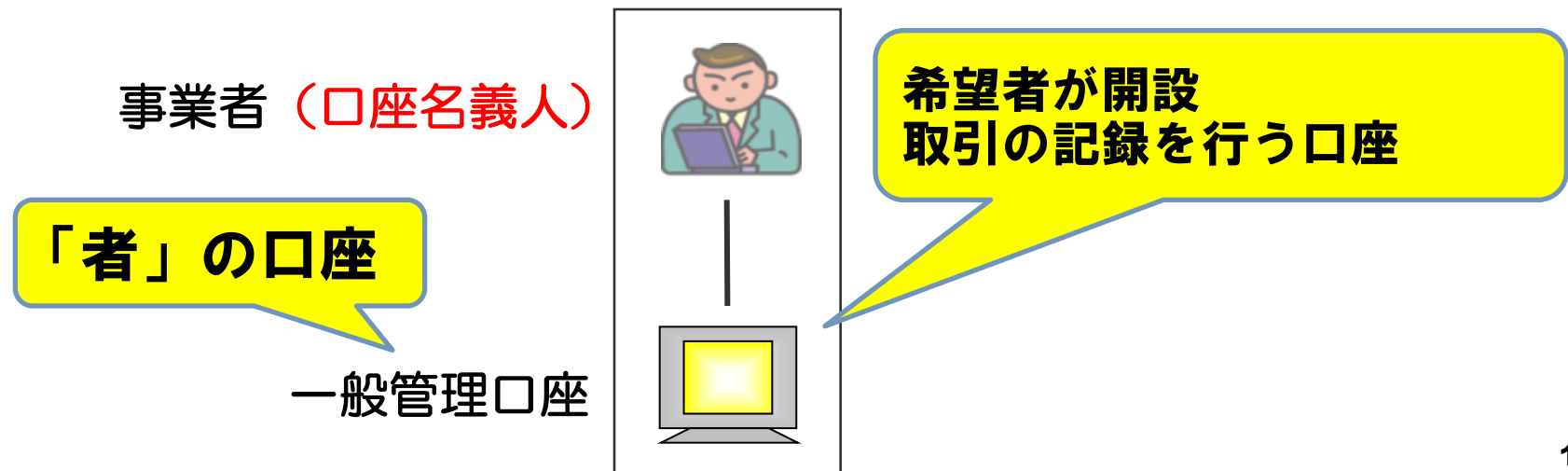


排出量取引は、削減量口座簿上で行われる

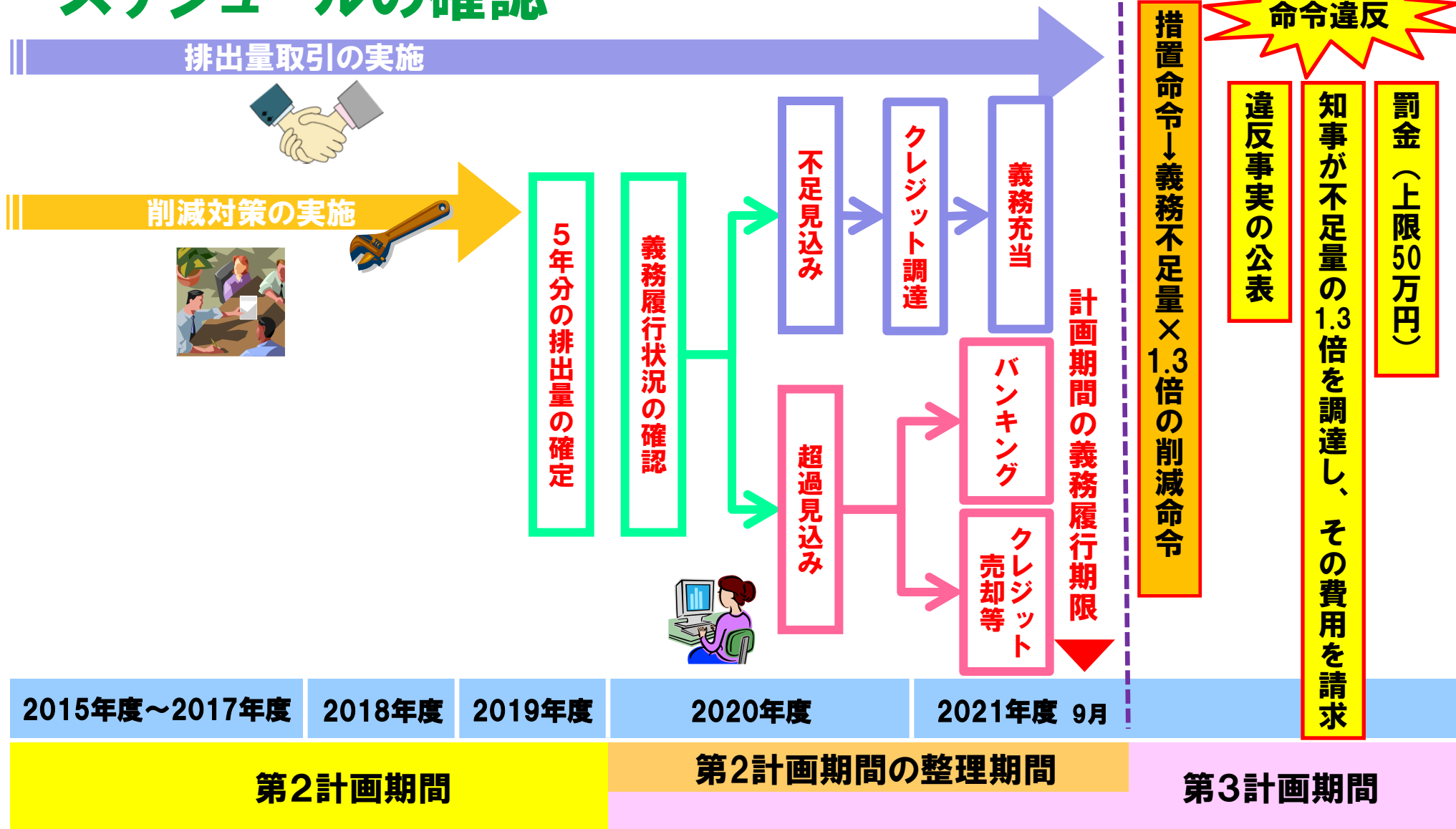
【一般管理口座とは】

- ◆ 事業者からの申請に基づき開設する口座
- ◆ クレジットを売却、購入する際(排出量取引)に開設が必要
- ◆ クレジットの無効化を希望する場合にも開設が必要

→無効化の詳細は、「5. クレジットの無効化の手続きと留意事項」(スライド P.56～)参照



スケジュールの確認



排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量の確認

義務履行のためにクレジットを購入する必要があるのか、超過削減量の発行が見込めるのか等を確認

2. 口座の開設

排出量取引をする場合、一般管理口座の開設と、指定管理口座との関連付けが必要

3. 取引先の確保

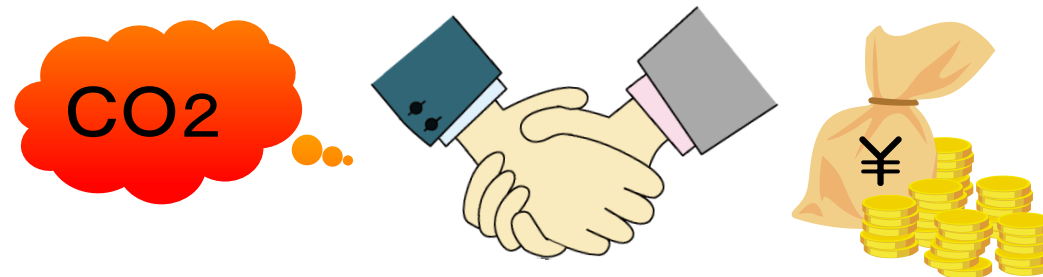
クレジットの購入又は売却先を見つけることが必要

4. 計画的な取引の実施

クレジットはすぐに取り扱できるとは限らない。計画的な手続等が必要
(申請によって約2～3ヶ月を要する場合がある)

取引について

- 都の排出量取引は**相対取引**である。
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特
にない。



クレジットの販売先や購入先の見つけ方(1)

●電子システムの見積受付登録事業者照会を利用

見積受付登録事業者照会とは、電子システム内にある掲示板。クレジットを売りたい、買いたい方が、取引相手を探すために、自らの情報を東京都のシステムに登録できる。

※一般管理口座を開設している場合に限る。

■ 見積受付登録事業者照会検索結果					
■ 検索結果					
979件の見積受付登録事業者が検索されました。					
			<< 前へ 1 2 3 4 5 次へ >>		
見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取引種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考
〇〇株式会社	新宿区〇〇●丁目	購入	都内中小クレジット	東京都〇〇区 △△町1-2-3 03-1234-5678	購入備考〇〇〇
▲▲株式会社	新宿区〇〇▲丁目	購入	再エネクレジット(環境価値換算量)	東京都▲▲区 ●●町1-2-3 03-9876-5432	購入備考〇〇〇

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(2)

●民間のクレジット仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用

排出量取引セミナー
に出展したことのある
クレジットの販売・仲介を
行っている事業者の情報を
公表している。

☆ トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

排出量取引

Tweet いいね! ページ番号：855-263-574

- ・「東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2018」ブース出展者を募集します！
- ・「東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2018」を開催します！
- ・「平成30年度排出量取引説明会（新規担当者向け）」を開催します！
- ・「第2回東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2017」を開催しました。当日の資料は、[こちら](#)
- ・「東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2017」を開催しました。当日の資料は[こちら](#)
- ・「東京都排出量取引セミナー」を開催しました！当日の資料は、[こちら](#)
- ・[排出量取引の運用に関する専門家委員会について](#)
- ・[都供給クレジットの販売](#)
- ・[排出量取引に関する御案内の送付について](#)
- ・[排出量取引入門パンフレット、制度動画](#)
- ・[排出量取引に関する説明資料](#)
- ・[簡易義務履行状況確認シート](#)
- ・[排出量取引運用ガイドライン](#)
- ・[排出量取引の会計・税務処理](#)
- ・[排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）](#)

クレジット販売・仲介事業者 ←

大規模事業所における対策

- ・[超過削減クレジットの無効化](#)
- ・[制度概要](#)
- ・[排出量取引](#)
- ・[排出量取引の運用に関する専門家委員会](#)
- ・[総量削減義務と排出量取引システムについて](#)
- ・[クレジット等の創出](#)
- ・[トップレベル事業所](#)
- ・[テナント事業者の省エネ対策](#)
- ・[制度実績の公表](#)
- ・[提出書類](#)

クレジットの販売先や購入先の見つけ方(3)

●公表データの利用

➤「排出量取引実績等の情報」
購入希望の場合

⇒クレジット発行事業者に
問合わせてみる。

販売希望の場合

⇒クレジット発行時にその情
報を公表してみる。

➤「計画書のデータ」

排出量データ等を計算し、販
売先、購入先候補を検討して
みる。

1 クレジット等の発行

排出量取引に係る情報

(1) クレジット等の発行量(量の単位はt-CO2) (平成30年度)

クレジット等の種類	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月	
	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数	量	件数
超過削減量	7,464	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都内中小クレジット	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再エネクレジット(環境価値換算量)	164	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
再エネクレジット(その他削減量)	24	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都外クレジット	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
埼玉連携クレジット	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,652	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他ガス削減量※	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ その他ガス削減量は自らの削減にのみ使用できる(売却不可)。

(2) クレジット等の発行先(平成30年4月1日～平成30年4月30日)

クレジット等の発行先は、発行先口座の口座名義人が希望した場合に限り公表されます。

口座番号	事業所の名称(指定管理口座) 口座名義人の名称(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量(t-CO2)	発行月
------	------------------------------------	-----------	------------	-----

公開情報

総量削減義務と排出量取引制度における、指

指定(特定)地球温暖化対策事業

指定(特定)地球温暖化対策事業所の名称、排出量等の情報を公開して

・対象事業所一覧(Excel)

・操作マニュアル(対象事業所一覧(Excel)利用者)(PDF)

	A	M	N	O	P	Q	R
1	第01計画期間における削減義務率(%)					排出上乗量	特定温暖化効果
2	指定番号	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	(削減義務率 間合計)(t- CO2)	削減義務率 間合計)(t- CO2)
3							
28	0031	8.0	8.0			10,998	6,913
29	0032	6.0	6.0	6.0	6.0	38,205	21,454
30	0033	8.0	8.0	8.0	8.0	25,855	12,682
31	0034	8.0	8.0			10,014	7,516
32	0036	8.0	8.0	8.0	8.0	51,517	21,239
33	0037	8.0	8.0	8.0	8.0	80,445	42,122
34	0038	6.0	6.0			9,582	6,718
35	0039	6.0	6.0	6.0	6.0	17,590	8,652
36	0040	8.0	8.0	8.0	8.0	32,165	15,255
37	0041	8.0	8.0	8.0	8.0	46,339	13,763
38	0042	8.0	8.0	8.0	8.0	171,001	86,883
39	0044	8.0	8.0	8.0	8.0	67,915	30,320
40	0045	6.0	6.0	6.0	6.0	22,715	7,264
41	0046	8.0	8.0	8.0	8.0	31,530	19,786
42	0047	6.0	6.0	6.0	6.0	44,575	18,816
43	0048	8.0	8.0	8.0	8.0	59,650	32,881
44	0049	8.0	8.0	8.0	8.0	20,120	10,204
45	0050	8.0	8.0	8.0	8.0	13,130	7,525
46	0051	8.0	8.0	8.0	8.0	16,610	9,157
47	0052	6.0	6.0	6.0	6.0	40,140	21,254
48	0053	8.0	8.0	8.0	8.0	152,830	82,473
49	0054	8.0	8.0	8.0	8.0	64,850	33,571

都が公表する価格情報

- 環境局のホームページで、取引価格の参考値を公表中

東京都の調査による査定価格※

※「査定」とは

市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

クレジット	査定価格帯(円/t-CO ₂)
再エネクレジット	6,400～11,200
超過削減量	200～1,100

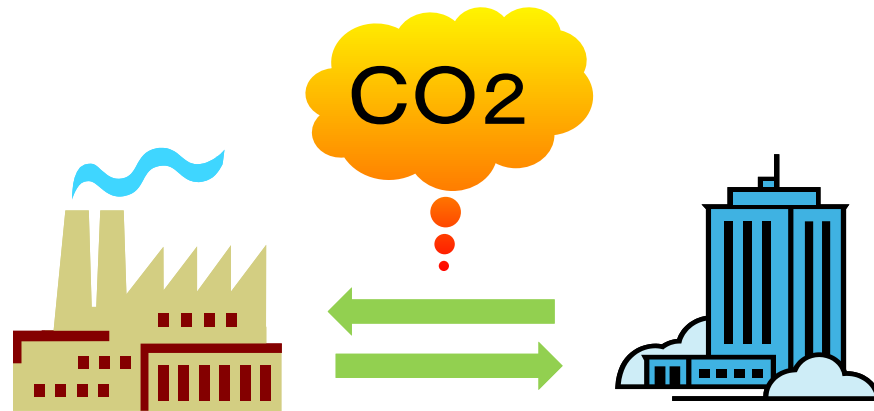
- ・2018年12月時点
- ・取引ロット: 100tCO₂以上1,000tCO₂未満(相当)

(留意点)

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの。
- ✓ 取引形態、特に取引ロットの大小によって実際の取引価格はここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある。

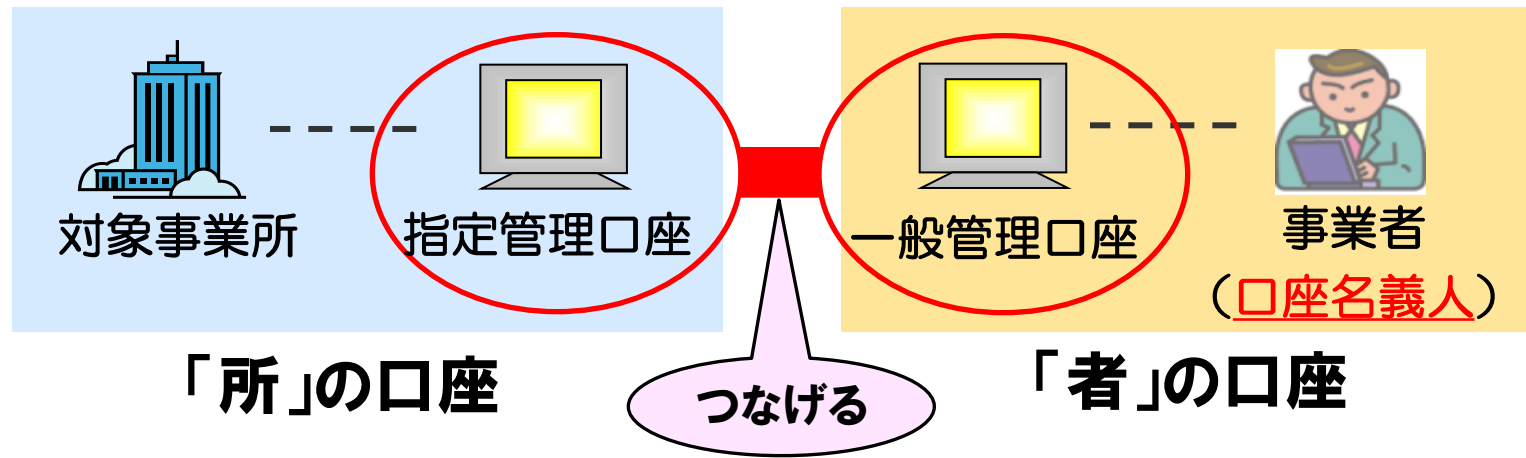
2 排出量取引制度の概要

2－(2)削減量口座簿とは



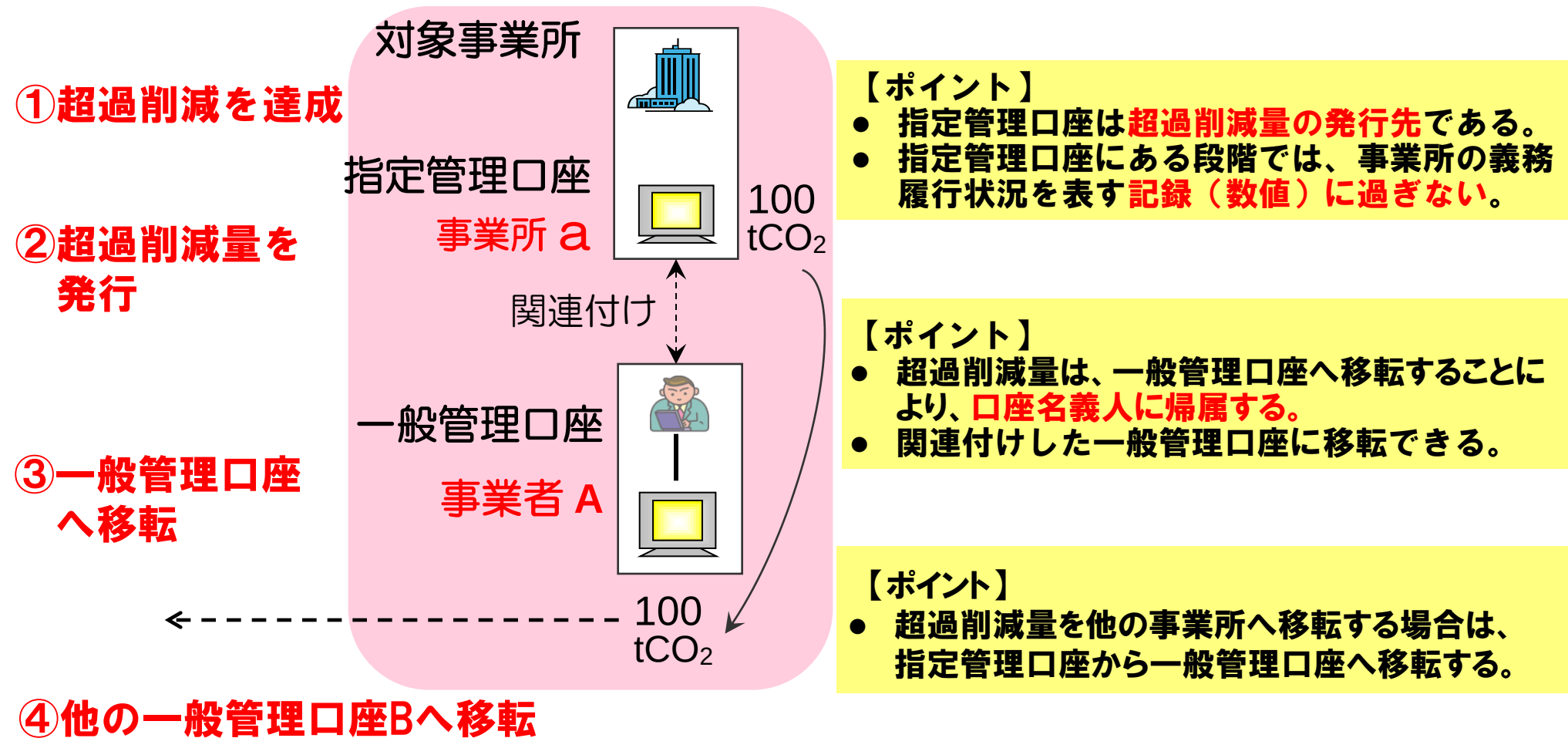
指定管理口座と一般管理口座の関連付けが必要

- 指定管理口座と一般管理口座との間でクレジットが移転できるように二つの口座を関連付ける必要がある。

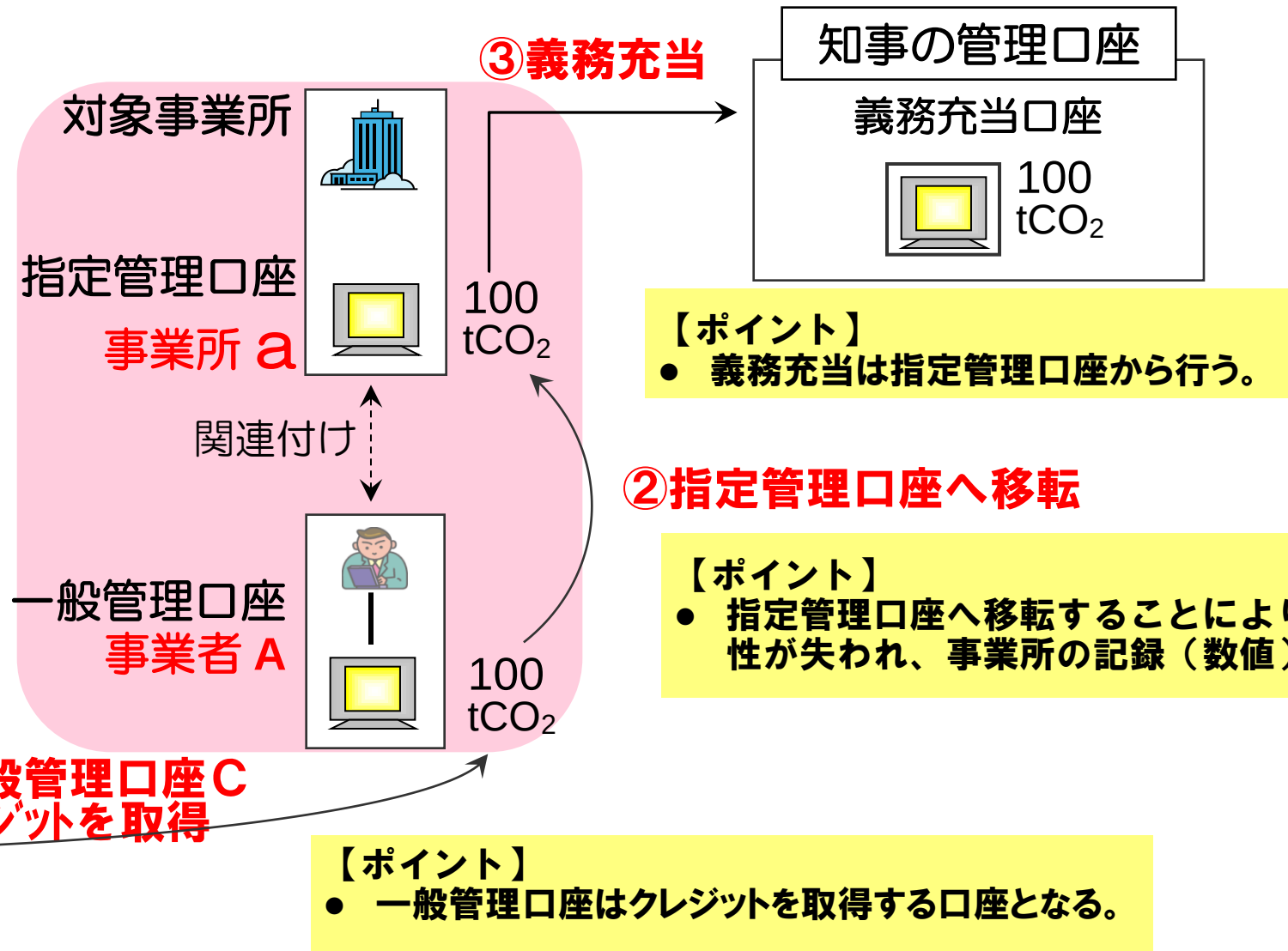


- 一般管理口座開設申請書に必要事項を記入することで、指定管理口座と関連付けを申請できる。
- 申請書の提出により、既に開設済の一般管理口座を指定管理口座に関連付けることは、後からでも可能

口座の役割(削減量が余る場合)



口座の役割(クレジットを義務履行に使用する場合)

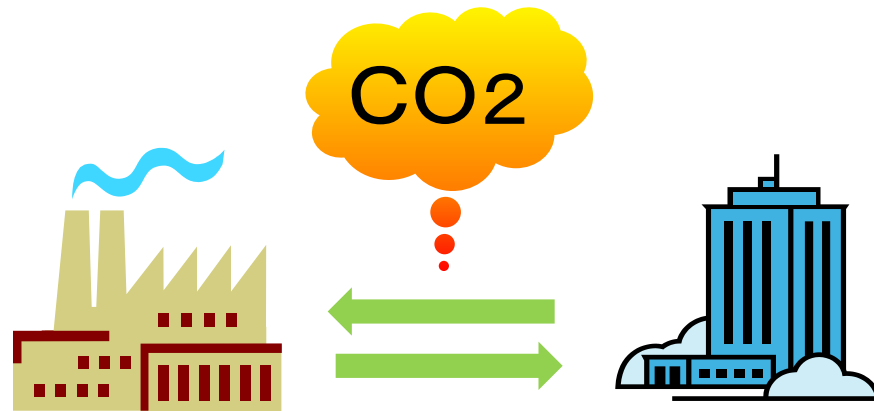


口座間の振替パターン

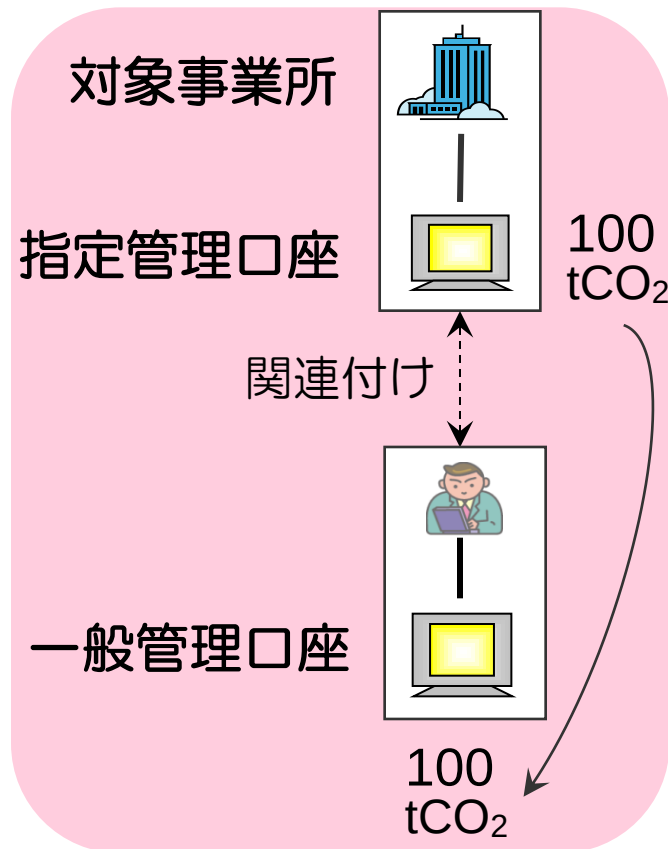
パターン	移転の意味
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	・ 排出量取引の準備のための移転 ・ 指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間でクレジットの所有者を決めるための移転
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	・ 一般的な排出量取引 ・ クレジットの所有者の記録が変更される。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	・ 事業所の義務を履行する（義務充当口座へ移転する）ために、その事業所の指定管理口座へ移転（その後の義務充当に関しては、P.39を参照）
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	この移転はできない。 必ず一般管理口座を経由しなければならない。 

2 排出量取引制度の概要

2－(3) 排出量取引の例



超過削減量の発行と移転について



① 超過削減を達成

② 超過削減量100tCO₂を**発行**

「振替可能削減量**発行**等申請書」

③ 一般管理口座へ**移転**

「振替可能削減量**振替**申請書」

④ 他社の一般管理口座へ**移転**

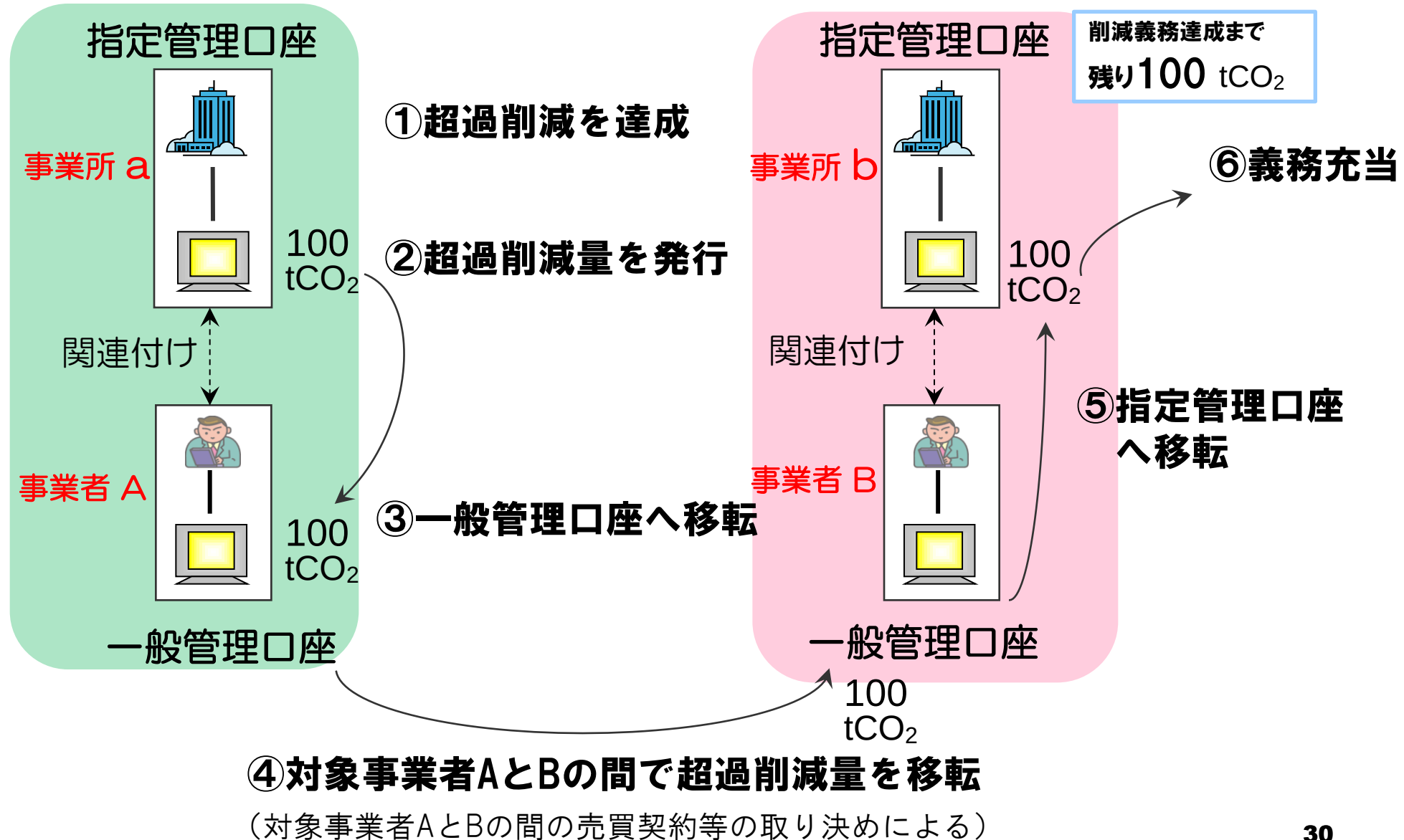
【ポイント】

- 移転するクレジットは口座に発行されている必要がある。
- 任意のタイミングでの発行には申請書の提出が必要である。

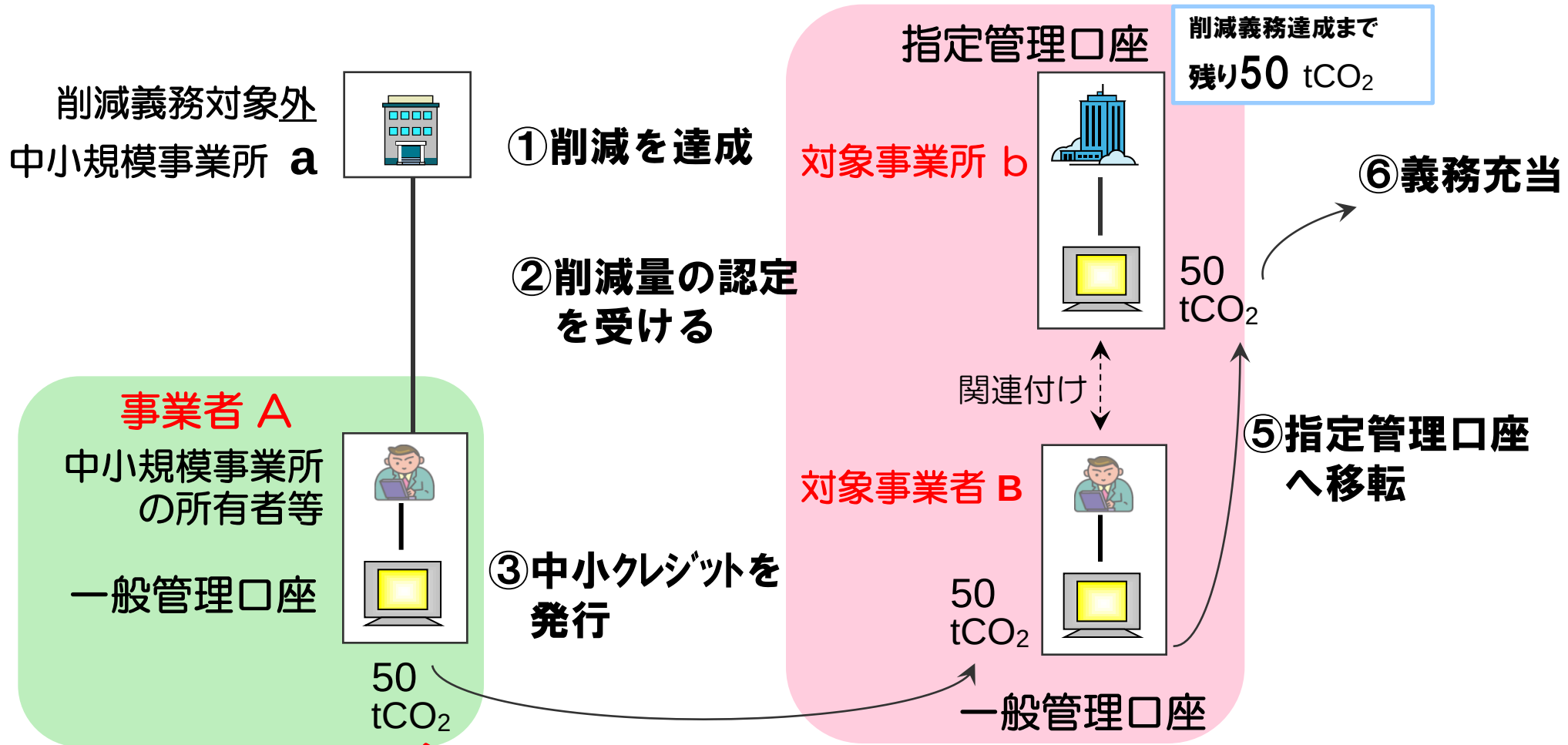
【ポイント】

- 移転には申請書の提出が必要である。

超過削減量の取引の例



オフセットクレジットの取得 ① 中小クレジットの場合



中小クレジットの場合は、中小規模事業所の所有者等の一般管理口座に発行される。

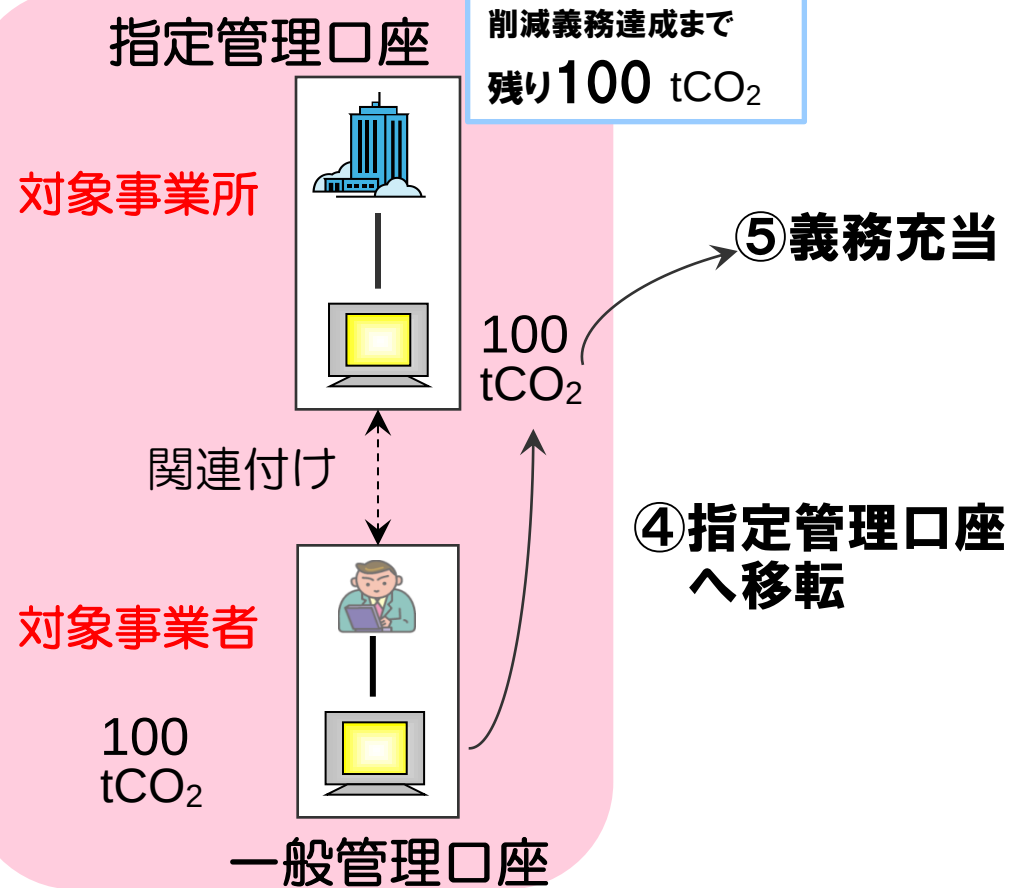
④ 取引参加者 A と対象事業者 B の間で
中小クレジットを移転

オフセットクレジットの取得 ②再エネクレジットの場合

①グリーン電力証書を購入



②電力量の認証を受ける

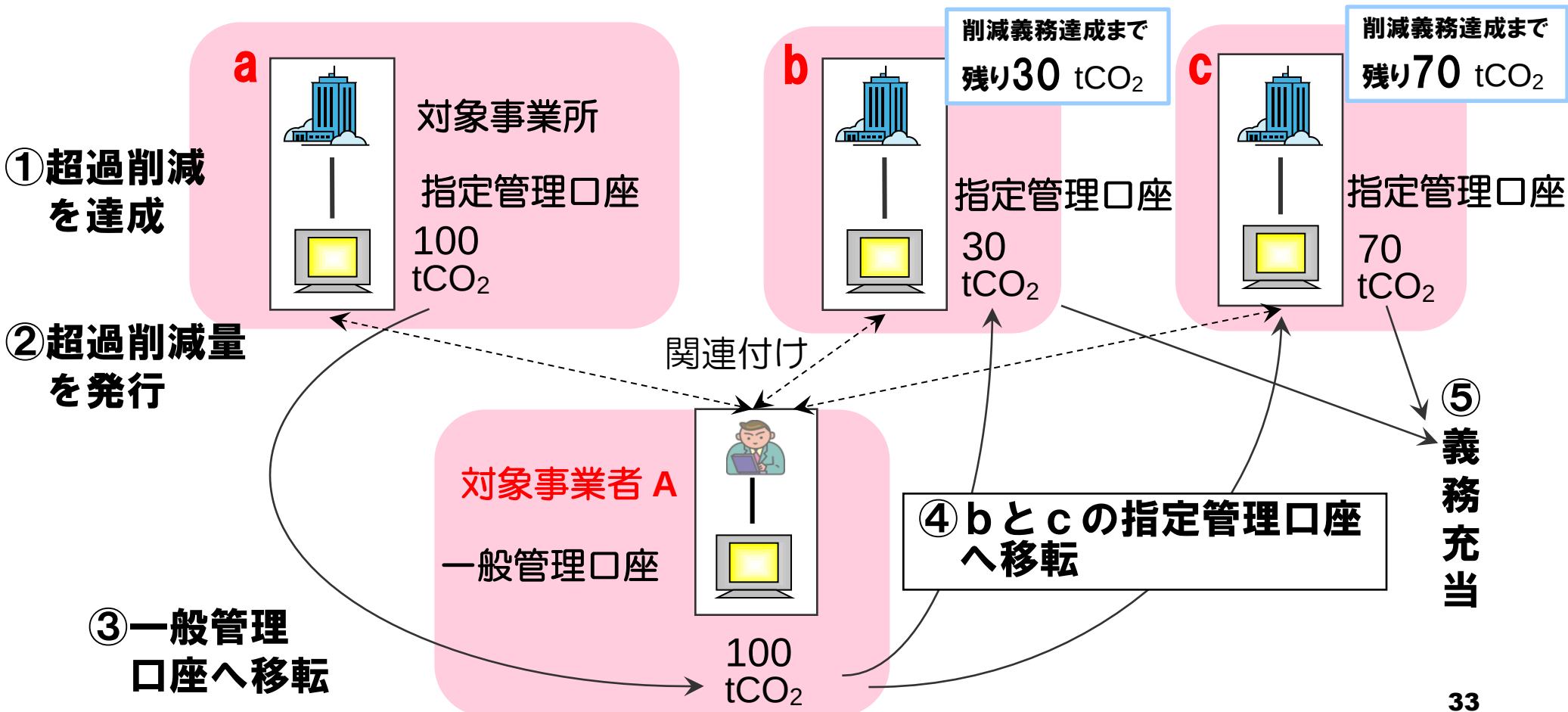


③再エネクレジットを発行

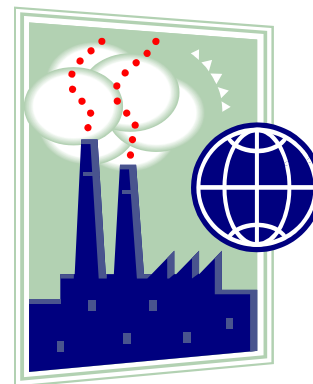
再エネクレジットの場合は、対象事業所の所有者の一般管理口座に直接発行される。

複数の対象事業所の義務者になっている場合

対象事業者Aが対象事業所a、b、cの3つの事業所の義務者になっていて、事業所aは義務を超過達成、事業所b、cはクレジットが必要な場合



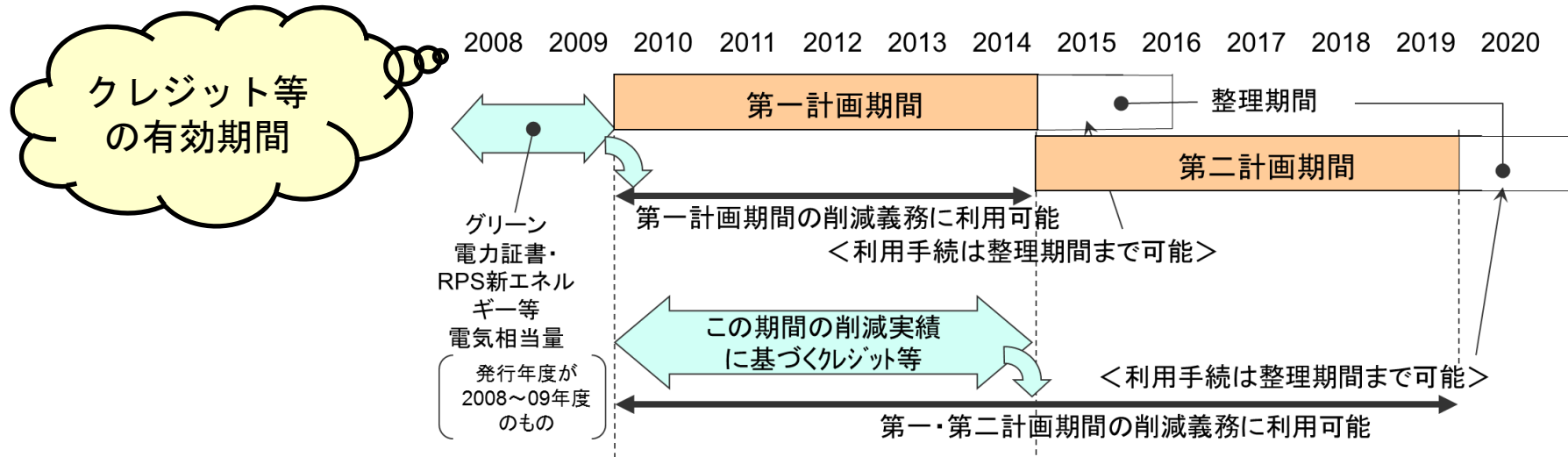
3. 排出量取引に係る留意事項



バンキングされた超過削減量等の取扱い①

● 「バンキング」とは

- 削減計画期間中に削減対策を実施し**超過削減量**や**オフセットクレジット**等を発行したものの、当該削減計画期間の削減義務の履行に利用しなかったクレジット等を、翌削減計画期間に持ち越すこと。
（超過削減量以外のクレジット等は、発行したもののみバンキング対象となります。）
- バンキングは期日の到来とともに自動的に行われるため、手続きは不要。



例えば、第一計画期間（2010～2014年度）内に発行されたクレジット等は、第二計画期間（2015～2019年度）の整理期間終了時（2021年9月末）まで利用することができます。

バンキングされた超過削減量等の取扱い②

- バンキングされた超過削減量等の取扱いについて、排出係数の見直しの影響を反映するため、2017年度にバンキングの増量を実施
- 第1計画期間と比較して第2計画期間のCO₂排出係数が大きくなる場合は、その影響を反映するために、超過削減量等のバンキング量に都が規定する倍率を乗じて算定した量を第2計画期間に利用できる量とした。

$$\text{【第1期のバンキング量】} \times \text{【倍率】} = \text{【第2期に利用できる量】}$$

	バンキング量に乗ずる倍率（都規定）
超過削減量	・超過削減量及び都外クレジットを創出した事業所の第1期と第2期の基準排出量比で倍率を設定 ＊各基準排出量からは制度変更に伴う量（高効率コジェネ削減量・小原単位建物の排出量の除外・基準年度二年を一年に変更の導入による変更量）は除く ＊一斉増量の前に移転したバンキング量についても、創出した事業所の倍率を乗ずる。 ＊第一計画期間中に指定取消となった事業所の発行した超過削減量の倍率は1.21とする。
都外クレジット	
再エネクレジット	・第1期と第2期の排出係数比で倍率を設定 ＊その他ガス削減量のうち、第2期に係数が増加しないものは、増量しない。（例）N₂O、SF₆
その他ガス削減量	
都内中小クレジット	・中小規模事業所での手続の簡素化のため一律の倍率（中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、電気の排出係数の比）を設定
埼玉連携クレジット	・埼玉県規定の倍率を適用

指定管理口座の開設及び廃止

- 口座簿の閲覧、利用に必要なログインID等の情報は、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」により全義務者に通知される。
- 指定地球温暖化対策事業者が変更となった場合、新たに義務者となった事業者全員にログインID等が通知される。
- 指定取消しの30日後に指定管理口座を廃止
- 指定管理口座の廃止の際に口座にクレジットが記録されている場合、当該クレジットは抹消されることになるので注意が必要

⇒指定管理口座の廃止の日までに、**指定管理口座に記録されているクレジットを一般管理口座に移転する必要がある(事実上の移転期限)**

超過削減量の発行

- 削減義務期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階（義務履行状況が確定した段階）で、知事が職権で発行する。
⇒ 超過削減量の発行申請は原則、不要
(排出量取引システムにて確認可能)
- 削減義務期間の途中、発行申請書により、任意のタイミングで発行することも可能

義務充当

- 義務充当申請期限(※)の翌日において、削減不足量がある場合、指定管理口座に記録されているクレジットを知事が職権で充当する。
⇒削減不足量に見合ったクレジットを保有していれば、特段の手続きをとらずとも義務履行が可能
(※)義務履行期限日の30日前
- 一般管理口座から指定管理口座に振替を行ったクレジットについて、振替後、遅滞なく、知事が職権で充当する。
- 削減義務期間の途中、義務充当申請により、任意のタイミングで充当することも可能

4. 排出量取引に係る各種手続

(1)一般管理口座の開設

(2) 超過削減量の発行

(3) クレジットの振替

(4)登録情報の変更について

(5)口座管理者による申請

東京区知事 殿	申請者 住 所 氏 名	平成 年 月 日										
記入にあつては本籍、代表者の氏名及びそのたる事業所の所在地												
一般管理口座開設申請書												
税務上の課税を確保する事業に関する条例第6条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を求めるとお申すにます。												
税務上の課税より加算可否 口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">口座を開設できる者の数</td> <td style="width: 50%;">口 一</td> </tr> <tr> <td>口座の開設事項に関する口 是</td> <td>口 否</td> </tr> <tr> <td>口 是を希望する事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設を希望する口座の数</td> <td>合計 口座</td> </tr> </table>	口座を開設できる者の数	口 一	口座の開設事項に関する口 是	口 否	口 是を希望する事項		開設を希望する口座の数	合計 口座	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">合計 口座</td> <td style="width: 50%;">合計 口座</td> </tr> </table>	合計 口座	合計 口座
口座を開設できる者の数	口 一											
口座の開設事項に関する口 是	口 否											
口 是を希望する事項												
開設を希望する口座の数	合計 口座											
合計 口座	合計 口座											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 事業所の名称 事業所の所在地 指定管理口座の開設に係る特約 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 事業所の名称 事業所の所在地 指定管理口座の開設に係る特約 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	事業所の名称 事業所の所在地 指定管理口座の開設に係る特約	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 事業所の名称 事業所の所在地 指定管理口座の開設に係る特約 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	事業所の名称 事業所の所在地 指定管理口座の開設に係る特約	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
事業所の名称 事業所の所在地 指定管理口座の開設に係る特約	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											
口 是 口 否	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center; vertical-align: top;"> 1 申請者は</td></tr></table>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> <td style="width: 50%;"> 税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 </td> </tr> </table>	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	1 申請者は									
税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項	税 務 上 の 特 約 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項 税 務 上 の 特 約 特 定 事 項											

(1) 一般管理口座の開設①

● 申請者

排出量取引や無効化をお考えの方

- ア 指定地球温暖化対策事業者(法人、個人を問わない)
- イ 法人(外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く)
- ウ 次のいずれかに該当する個人
 - 口座管理者
 - オフセットクレジットの発行を受けることができる者
 - 一般管理口座の口座名義人(個人)について相続があった場合の相続人

※1口座につき1口座名義人に限る。

※指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者以外の者が口座を開設する際は、1口座につき13,400円の手数料がかかる。

● 申請書類

一般管理口座開設申請書

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html



平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者
住所
氏名

印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類			
口座の開設要件に関する事項			
公表を希望する事項			
開設を希望する口座の数	合計	口座	
関連付けを希望する指定管理口座等に係る情報	指定管理番号	合計	口座
	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	指定番号		
開設しようとする口座に係る一定の事項	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。		
	2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。		
郵付書類	別紙のとおり		
振替可能削減量の先管理を行う経路	会社名		公表
	郵便番号		公表
	住所		公表
	所属名		公表
	担当者名		公表
	電話番号		公表
	FAX番号		公表
※受付欄	Eメール		公表
	備考		

(1) 一般管理口座の開設②

● 添付書類

全申請者	印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票(発行後6か月以内のもの)
個人のうち、オフセットクレジット発行事業者	オフセットクレジット認定通知書のコピー
個人のうち、相続人	被相続人の戸籍謄本など

※排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書(原本)を提出している場合は、コピー(6か月以内のもの)でも可

ただし、印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について直近で提出したものから変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること

(1) 一般管理口座の開設③

● 提出物のイメージ

東京都知事 殿 申請者 平成 年 月 日
住所
氏名 (法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者																												
口座の開設要件に関する事項																												
公表を希望する事項																												
開設を希望する数	合計 口座																											
関連付ける希望する指定管理口座等に係る情報	<table border="1"> <tr> <td>指定管理番号</td> <td></td> <td>合計 口座</td> </tr> <tr> <td>事業所の名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業所の所在地</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>指定番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設しようとする一般管理口座の開設</td> <td colspan="2"> 1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。 </td> </tr> </table>	指定管理番号		合計 口座	事業所の名称			事業所の所在地			指定番号			開設しようとする一般管理口座の開設	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。													
指定管理番号		合計 口座																										
事業所の名称																												
事業所の所在地																												
指定番号																												
開設しようとする一般管理口座の開設	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 2 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。																											
添付書類	別紙のとおり																											
振替可能削減書の送達	<table border="1"> <tr> <td>会社名</td> <td></td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>郵便番号</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属名</td> <td></td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>FAX番号</td> <td></td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>Eメール</td> <td></td> <td>会社</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会社名		会社	郵便番号			住所			所属名		会社	担当者名			電話番号		会社	FAX番号		会社	Eメール		会社	備考		
会社名		会社																										
郵便番号																												
住所																												
所属名		会社																										
担当者名																												
電話番号		会社																										
FAX番号		会社																										
Eメール		会社																										
備考																												

※受付欄

①一般管理口座開設申請書

印鑑証明書

印

名 称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

②印鑑証明書(原本)



③申請書の電子データ
(CD-Rや電子メールの添付ファイル(2MBまで))
※USBは不可

(1) 一般管理口座の開設④

- 申請期限

ありません。

振替可能削減量の発行、取得又は移転を行うときまでに開設申請を行ってください。
申請書の受理後、口座開設までに時間を要しますので、余裕を持って開設されることをお勧めします。

- 提出方法

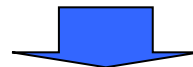
窓口への持参(※)又は郵送。

※窓口の予約方法は、次の2通りがあります。

①ホームページから「ヘルプデスク予約申込書」をダウンロードし、FAXで予約

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/helpdesk.html#cms4)

②相談窓口で電話して予約(スライドP.89を参照)



申請書の提出後、口座開設手続が完了すると、東京都から「一般管理口座開設通知書」及び口座簿利用者番号(ログインID)が送付される。

(2) 超過削減量の発行①

● 申請者

特定地球温暖化対策事業者

- ✓ 一つの申請で複数の指定管理口座の超過削減量をまとめて発行することが可能
- ✓ 義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ 口座管理者を登録している場合は、口座管理者が申請できる。

申請書類

振替可能削減量等発行等申請書



平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者

住 所

氏 名

⑧

(法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量等発行等申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	管理口座 の 種 類
口 座 に 係 る 指 定 地 球 温 暖 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指定管理口座 に 限 る。)	事 業 所 の 名 称
	事 業 所 の 所 在 地
	指 定 番 号
	種 類
振 替 可 能 削 減 量 等 係 る 情 報	発 行 又 は 振 替 の 数 量
	t (二酸化炭素換算)
	振 替 可 能 削 減 量 (超過削減量を 除く。)の認定 (認 証) 番 号
添 付 書 類	別添のとお
振 替 可 能 削 減 量 等 の 連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	Eメール
	備考
※受付欄	

(2) 超過削減量の発行②

添付書類

発行情報の公表 を希望する者	振替可能削減量の発行等に係る 情報の公表について※1
☐ 座名義人の 情報に変更が あった者	印鑑証明書(発行後6か月以内の もの)※2

※1 公表を希望した場合は、東京都環境局ホームページに発行情報を公表します。公表様式の提出がない場合は、公表いたしません。

※2 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要。

(2) 超過削減量の発行③



提出物のイメージ

平成 年 月 日

東京都知事殿 申請者 住所 氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量等発行等申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第3項、第4項又は第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	管 理 口 座 の 種 別
口 座 に 係 る 指 定 地 球 温 暖 化 対 策 事 業 所 の 情 報 (指 定 管 理 口 座 に 限 る。)	事業所の名称
	事業所の所在地
	指 定 番 号
振 替 可 能 に 係 る 情 報	種 別
	発 行 又 は 振 替 の 数 量
	振 替 可 能 削 減 量 (超 過 削 減 量 を 除 く。) の 認 定 (認 証) 番 号
添 付 書 類	別添の通り
振 替 可 能 削 減 量 等 の 管 理 等 の 連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当署名
	電話番号
	FAX番号
	Eメールアドレス
	備考
受付け欄	

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

平成 年 月 日

住所 氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口 座 番 号	振 替 可 能 削 減 量 の 認 定 (認 証) 番 号	公 表 希 望 の 有 無 (い ず れ か 一 つ に ○ を つ け て く だ さ い。)	振 替 可 能 削 減 量 等 の 種 別	振 替 可 能 削 減 量 等 の 発 行 の 量
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い
		希 望 す る	希 望 す る	希 望 す る
		希 望 し な い	希 望 し な い	希 望 し な い

※1 超過削減量及びその他ガス削減量については記入不要
 ※2 指定管理口座の場合は事業所の名称、一般管理口座の場合は口座名義人の名称を公表

③申請書の電子データ
(CD-Rや電子メールの添付ファイル(2MBまで))
※USBは不可

印鑑証明書

印

名 称 株式会社東京〇〇
 主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
 代表取締役 東京太郎
 昭和〇年〇月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

①振替可能削減量等発行等
申請書

②振替可能削減量の発行等に係る情報の公表について
(必要な場合)

④印鑑証明書
(必要な場合) 47

(3) クレジットの振替①

● 申請者

振替可能削減量の移転元の口座 名義人

- ✓ 一つの申請で複数の種類の振替可能削減量又は複数の組合せの口座間について、まとめて振替が可能
- ✓ 指定管理口座について、義務者が複数の場合は、原則、連名での申請となる。
- ✓ 指定管理口座について、口座管理者を登録している場合は、口座管理者が申請できる。

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/furikae.html



平成 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住 所 氏 名 印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少 記録 される 口座 情報	口 座 番 号	管理口座の種類
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称
		事業所の所在地
		指定番号
増加 記録 される 口座 情報	口 座 番 号	管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	
	口座に係る指定地球温暖化対策事業所情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称
		事業所の所在地
振 替 の 原 因 と な っ た 事 由		
振 替 可 能 削 減 量 に 係 る 情 報	種 類	
	振替の数量	t (二酸化炭素換算)
1 単 位 当 た り の 取 引 金 額	識別番号	～
	添 付 書 類	円/t (二酸化炭素換算)
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	別添のとおり	
	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
メールアドレス		
備考		
※受付欄		

(3) クレジットの振替②

● 書類作成上の注意点

振替時の申告価格

→原則「1単位当たりの取引金額」欄は記載が必要

✓ 利用目的

記載いただいた金額は集計し、統計処理した数値のみを申告価格として公表予定。

(個々の取引金額を全て示すわけではない)

平成 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住 所 氏 名 印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の 記録さ れる座 情報	口座番号	管理口座の種類
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)	事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号
増加の 記録さ れる座 情報	口座番号	管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。)	
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)	事業所の 名称 事業所の 所在地 指定番号
振替の原因となった事由		
振替可能削減量に 係る情報	種 類 振替の数量 識別番号	単位換算係数 (単位換算係数)
1単位当たりの取引金額		円/t (二酸化炭素換算)
振替可能削減量の 管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり	
	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	Eメールアドレス	
	備考	
※受付欄		

(3) クレジットの振替③

● 添付書類

□座名義人の 情報に変更が あった者	印鑑証明書(発行後6か月以 内のもの)*
個人のうち、印鑑証明書から 氏名及び住所が確認できない 者	住民票(発行後6か月以内のもの)

※ 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要。

(3) クレジットの振替④

● 提出物のイメージ

平成 年 月 日

東京都知事 殿 申請者 住所 氏名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の 記録され る情報	口座番号	管理口座の種類
	口座に係る 指定地球温暖 化対策事業所 の情報(指定 管理口座 に限る。)	事業所の 所在地 指定番号
増加の 記録され る情報	口座番号	管理口座の種類
	口座名義人の氏名又は名称 (一般管理口座に限る。)	事業所の 所在地 指定番号
振替の原因となった事由		
振替可能削減量に 係る情報	種類	振替の数量
	識別番号	円/t(二酸化炭素換算)
1単位当たりの取引金額		円/t(二酸化炭素換算)
添付書類		
振替可能削減量の 管理を行う部署等の連絡先	会社名	
	郵便番号	
	住所	
	所属名	
	担当者名	
	電話番号	
FAX番号		
Eメール		
※受付欄		

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号

代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。



③申請書の電子データ
(CD-Rや電子メールの添
付ファイル(2MBまで))
※USBは不可

①振替可能削減量振替申請書

②印鑑証明書(必要な場合)

(4) 登録情報の変更について①

- ✓ 口座名義人に関する情報(氏名、住所※1)
- ✓ 口座管理者に関する情報(氏名、住所※2)
- ✓ 口座の連絡先の会社・部署の変更 等

※1 一般管理口座のみ開設をしている場合

※2 口座管理者が口座名義人以外の場合

→「口座名義人等氏名等変更届出書」
の提出が必要

● 添付書類

クレジットの振替と同様(スライドP.50参照)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

申請者
住 所
氏 名

印

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)

口座名義人等氏名等変更届出書

銀氏の確保と安全を確保する観点に関する条例第5条の2第8項の規定により口座名義人等の氏名等の変更を次のとおり届出ます。

口 座 番 号		管理口座の種別	
口座に係る指定地区等 事業所の所在地 〔指定管理口に限る。〕	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	指定番号		
変 更 事 項			
変 更 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
届 付 番 号		別紙のとおり	
振替可能口座 の 管理 者 の 氏 名 等	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者の氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
	Eメール		
※交付額			

(4) 登録情報の変更について②

- ✓ 口座名義人情報・連絡先に変更があるが、同時に振替申請、義務充当申請、一般管理口座の更新を行う場合
- ✓ 連絡先の登録情報の会社・部署以外の登録情報の変更(※)

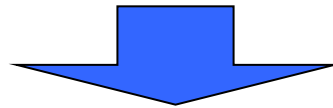
→「口座名義人等氏名等変更届出書」の提出は不要

※ 会社・部署以外の登録情報の変更については、相談窓口へのメール又は郵送による連絡が必要

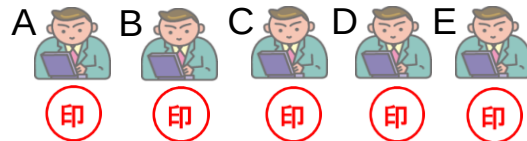
(5) 口座管理者による申請

口座管理者とは

- ✓ 口座管理者は、削減義務者に代わって、指定管理口座に係る申請(超過削減量の発行・移転、義務充当の申請など)を行うことができる。
- ✓ 削減義務者の同意があれば、誰でも口座管理者になることができる。
- ✓ 口座管理者の登録申請は、削減義務者全員の記名押印が必要。

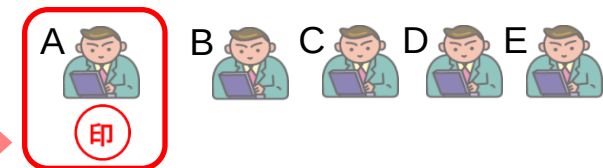


- ・口座管理者の登録後は、単独義務者の場合と同じ手続手順となる。



指定管理口座に係る申請手続は
全ての口座名義人の連名である
必要がある。

口座管理者を登録すると...



口座管理者Aは単独で指定管理
口座に係る申請手続を代行可能

申請様式等の掲載

各申請様式については、東京都環境局HPからダウンロードできます。

必要書類及び手続の詳細についても掲載しておりますのでご確認ください。

<提出書類>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/index.html

掲載場所の 画面イメージ

大規模事業所における対策

＞ 超過削減クレジットの無効化

＞ 制度概要

排出量取引

＞ 排出量取引の運用に関する専門家委員会

＞ 総量削減義務と排出量取引システムについて

＞ クレジット等の創出

＞ トップレベル事業所

＞ テナント事業者の省エネ対策

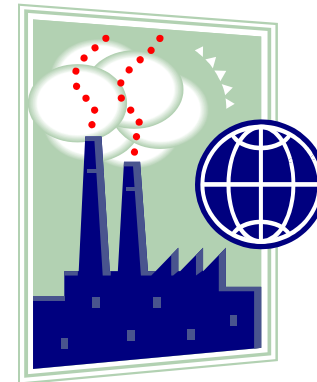
＞ 制度実績の公表

＞ 提出書類

＞ 説明会・講習会情報

● 2018年4月
から適用

5. クレジットの無効化についての 手続きと留意事項



クレジットの無効化

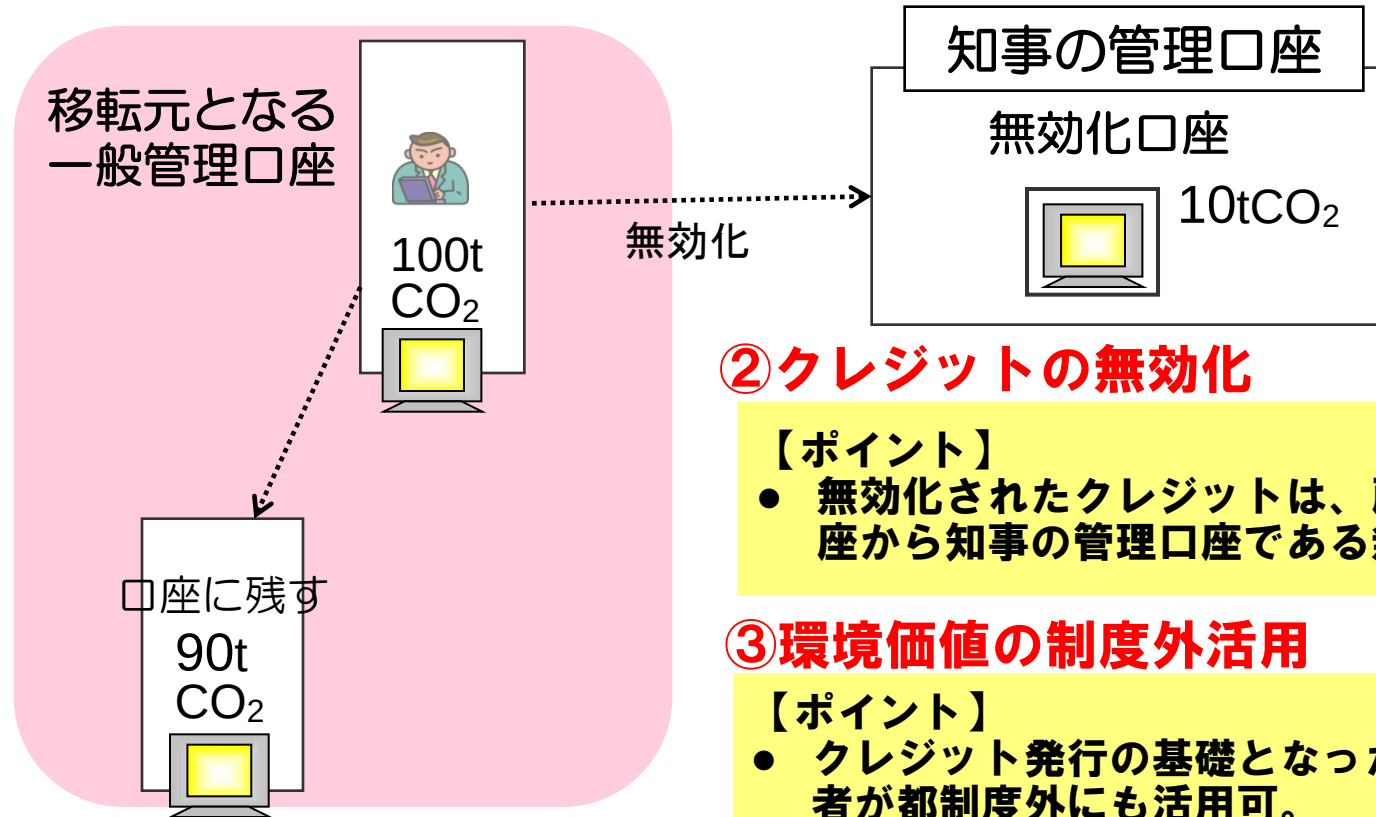
●2018年4
月から適用

2018年3月30日付規則改正により、一般管理口座に記録されている超過削減量および都内中小クレジットについて、申請により無効化(※)することが可能となった。(※規則では、「記録移転」の語を使用)

●無効化

- 本制度の義務充当に利用できない状態にすること。
- 無効化を行うと、削減量の環境価値のみが申請者に帰属するので、当該申請者はカーボン・オフセット等、本制度の義務履行以外にもそれを活用することができる。

クレジットを義務履行以外で活用する場合



①無効化できるクレジット

【ポイント】

- 一般管理口座に記録されているもの(自ら発行したものでなくても可)
- 超過削減クレジット(超過削減量及び都内中小クレジットのみ)

②クレジットの無効化

【ポイント】

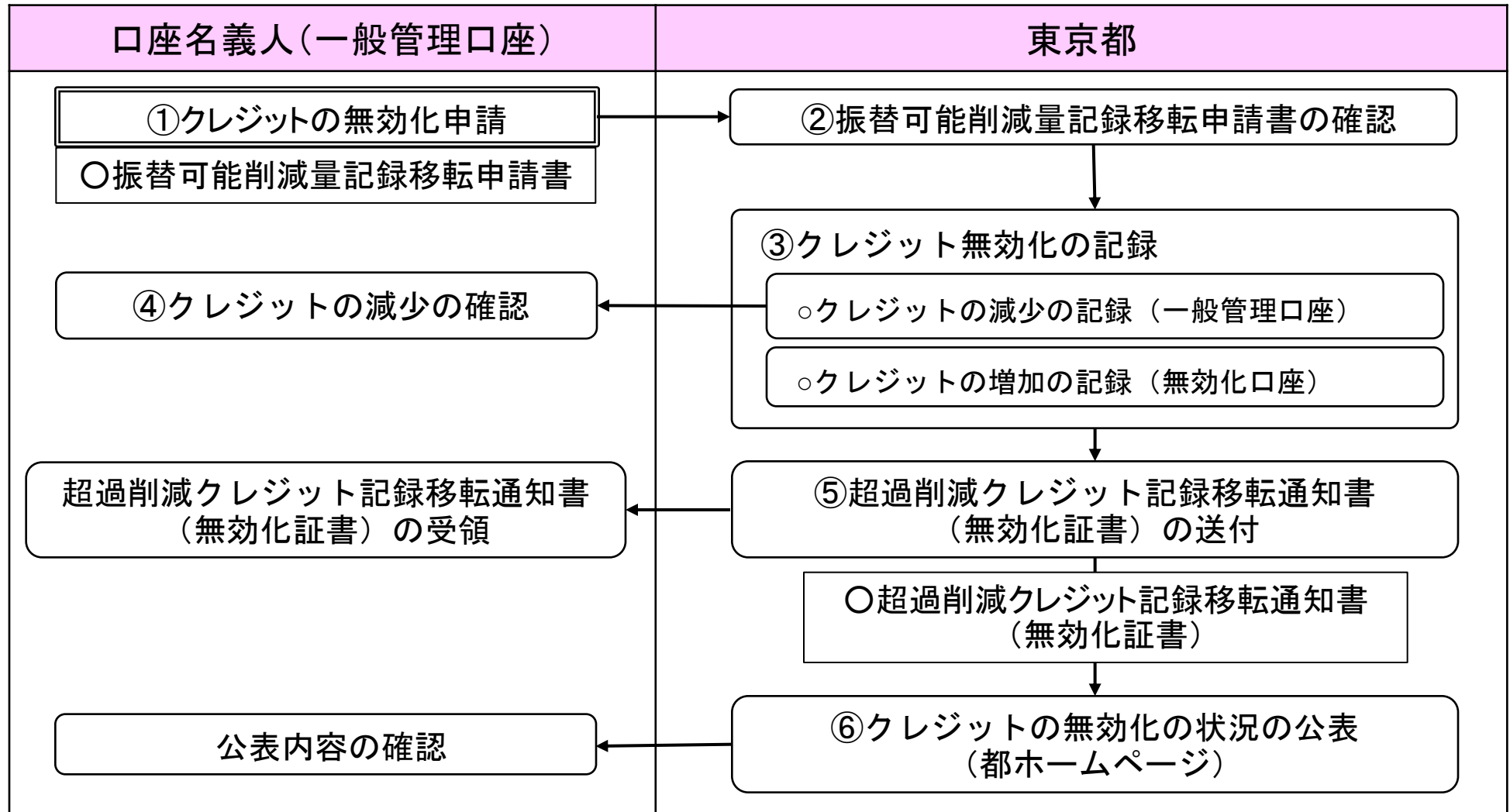
- 無効化されたクレジットは、所有者の一般管理口座から知事の管理口座である無効化口座に移転

③環境価値の制度外活用

【ポイント】

- クレジット発行の基礎となった環境価値を所有者が都制度外にも活用可。
- 無効化されたクレジットは一般管理口座に戻せない。

クレジットの無効化申請手続きの流れ



無効化の申請手続き(1)

● 申請者

振替可能削減量※が記録されている一般管理口座の口座名義人

- ✓ 無効化の申請は、無効化の目的ごとに行う。
- ✓ 複数の種類の振替可能削減量又は複数の口座に記録された振替可能削減量に対して記録移転の申請をまとめて行うことが可能
- ✓ 無効化を希望する振替可能削減量の識別番号を指定する。

※超過削減クレジット(超過削減量及び都内中小クレジット)に限る。

● 申請書類

振替可能削減量記録移転申請書

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/mukouka.html

平成 年 月 日	
東京都知事 殿	申請者
	住所
	氏名
	印
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	
振替可能削減量記録移転申請書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により振替可能削減量を繰越充当に利用しない旨次のとおり申請します。	
口 座 番 号	種 類
振 替 可 能 削 減 量 に 係 る 情 報	数 量
	識別番号
移 転 の 原 因 と な る 事 由	振替可能削減量の無効化
添 付 書 類	別添のとおり
振 替 可 能 削 減 量 の 記 録 移 転 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当名
	電話番号
	FAX番号
メールアドレス	
備考	
※受付欄	

無効化の申請手続き(2)

● 添付書類

無効化に係る情報の公表	振替可能削減量記録移転(超過削減クレジットの無効化)に係る情報の公表等について※1
☐ 座名義人の情報に変更があった者	印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)※2
個人のうち、印鑑証明書から氏名及び住所が確認できない者	住民票(発行後6か月以内のもの)

※1 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量(t-CO₂)、シリアル番号及び有効期間並びに無効化を行った時期については、東京都環境局ホームページの「**制度実績の公表**」に必ず公表される。

※2 既に提出しており、記載内容に変更がない場合は添付不要。印鑑証明書の内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)について、直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書(発行後6か月以内のもの)の添付が必要。

無効化の申請手続き(2)

● 提出物のイメージ

平成 年 月 日

東京都知事 殿 申請者

住所

氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量記録移転申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により振替可能削減量を繰越充当に利用しない旨次のとおり申請します。

口	座	番	号
振替可能削減量に係る情報			種別
			数量
			単位 (二酸化炭素換算)
移転の原因となる事由			振替可能削減量の無効化
添付書類			別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先			会社名
			郵便番号
			住所
			所属名
			担当者名
			電話番号
			FAX番号
			メールアドレス
			備考
※受付欄			

①振替可能削減量記録移転申請書

振替可能削減量記録移転 (超過削減クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

平成 年 月 日

住所

氏名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

私は、超過削減クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申請します。

記

1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表

口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名称人の名称の公表	希望する・希望しない

2 用途等に関する情報

用途についての公表	希望する・希望しない
	【用途】 1 カーボン・オフセット (イベントのオフセット) 2 カーボン・オフセット (製品のオフセット) 3 カーボン・オフセット (その他) 4 CSR報告 (1から3までによる場合を除く) 5 その他 () 【無効化の目的】

※ 無効化を行ったクレジットの残高ごとの合計量 (t-CO₂)、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。

※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。

※ 用途について、1～5のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。

※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。

②振替可能削減量記録移転(超過削減クレジットの無効化)に係る情報の公表等について



③申請書の電子データ (CD-Rや電子メールの添付ファイル(2MBまで)) ※USBは不可

印鑑証明書

印

名称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇〇年〇月〇日生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

④印鑑証明書 (変更があった場合)

無効化の申請手続き(3)

● 振替可能削減量記録移転(超過削減クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

- ✓ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量(t-CO₂)、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表される
- ✓ 用途について、その他括弧内に記載した内容は公表されない
- ✓ 無効化の目的は、都からの通知書にそのまま転載される

● 提出書類

振替可能削減量記録移転(超過削減クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/documents/mukouka.html

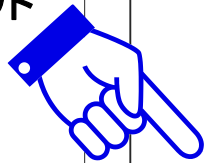
振替可能削減量記録移転(超過削減クレジットの無効化) に係る情報の公表等について	
平成 年 月 日	
住 所 氏 名	
〔法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地〕	
私は、超過削減クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。	
記	
1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表	
口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名義人の名称の公表	希望する・希望しない
2 用途等に関する情報	
用途についての公表	希望する・希望しない
	【用途】 1 カーボン・オフセット(イベントのオフセット) 2 カーボン・オフセット(製品のオフセット) 3 カーボン・オフセット(その他) 4 CSR報告(1から3までによる場合を除く) 5 その他()
	【無効化の目的】
※ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量(t-CO ₂)、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。 ※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。 ※ 用途について、1～5のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。 ※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。	

無効化の申請手続き(4)

● 通知書類

- ✓ 無効化の記録完了後、申請者宛てに「超過削減クレジット記録移転通知書(無効化証書)」を送付する。
- ✓ 「振替可能削減量記録移転(超過削減クレジットの無効化)に係る情報の公表等について」の無効化の目的は、都からの通知書にそのまま転載される。

無効化証書に記載される無効化した超過削減クレジットの情報



- クレジットの種類
- 数量(tCO₂)
- 識別番号(シリアル番号)
- クレジットの有効期限
- 無効化の目的

東京都キャップ&トレード制度
超過削減クレジット記録移転通知書
(無効化証書)

殿

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の14第3項の規定により、超過削減クレジットを知事の管理口座に移転いたしました。
これにより、以下の超過削減クレジットの無効化が行われたことを証します。

種類	数量	識別番号	有効期限
(16pt 83字)			

無効化の目的

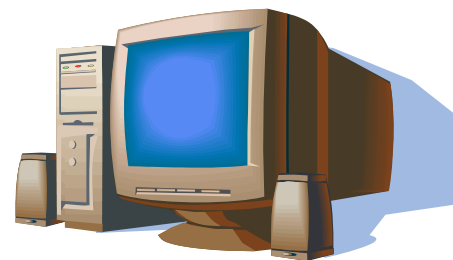
(16pt 240字)

平成 年 月 日
東京都知事

無効化申請の留意事項

- 無効化の申請は無効化の目的ごとに行う必要があります。
- 申請期限は無効化するクレジットの有効期限までです。
- 一度無効化を行ったクレジットは、取り消して再度一般管理口座に戻して義務履行に利用することはできないので、自らの事業所の義務履行の状況及びクレジットの有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に検討ください。
- 無効化されたクレジットは自らの責任において利用することとし、仮に当該クレジットの利用に伴って不利益を被る事態が生じた場合においても、都は一切の責を負いません。

6. 総量削減義務と排出量取引システムについて



総量削減義務と排出量取引システムとは

- ✓クレジットの量や取引履歴などの情報を記録し、管理する電子システム
- ✓インターネットを通じて、Webブラウザ上で操作できる。
- ✓口座開設者は、自らの事業所の義務履行状況のほか、自分が開設した口座に記録されているクレジットの量や取引履歴などを参照できる。
- ✓利用時間：開庁日（土日、祝日を除く）9:00から18:00まで
- ✓利用料：無料

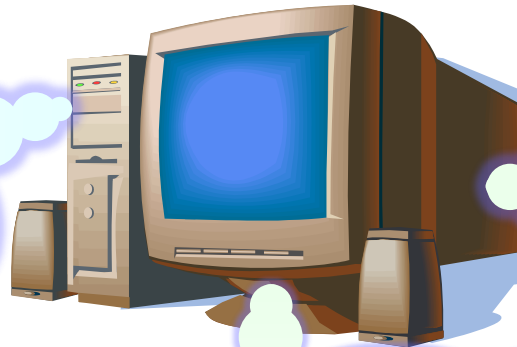
銀行口座のようなイメージ

＜取引履歴＞

＜〇〇会社＞

10/1 超過削減量 発行 100t

10/3 都外クレジット 移転 50t



＜義務履行状況＞

＜〇〇ビル＞

基準排出量：3,500t

2016年度排出量：3,000t

＜クレジットの保有量＞

＜△△会社＞

都内中小クレジット：100t

超過削減量：200t

システムのイメージ

東京都環境局
总量削減義務と排出量取引システム

II 总量削減義務と排出量取引システム - トップページ

■ 总量削減義務と排出量取引システム

总量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する总量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

ログイン

操作マニュアル

東京都環境局
总量削減義務と排出量取引システム

II ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

ユーザID	
パスワード	

ログイン

口座が開設されると、東京都からユーザIDとパスワードを記載した通知書が送付される。

ユーザIDとパスワードを紛失した場合は、「口座簿利用者番号通知申請書」の提出により再発行する必要があります。大切に保管してください。

トップページ

ログイン画面

システムで何ができるか

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

＜指定管理口座＞

- ✓基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓義務履行状況の参照

＜指定・一般共通＞

- ✓クレジットの保有量の参照
- ✓クレジットの取引履歴の参照
- ✓口座開設者情報の参照

＜一般管理口座＞

- ✓移転の実行
- ✓見積受付登録事業者照会の利用

メッセージ交換管理機能の追加により、電子メールを使わずに東京都とのメッセージやデータのやり取りが可能になりました。また、

- ・一般管理口座間でクレジットの移転実行が可能になった旨の通知
 - ・指定管理口座から一般管理口座への移転完了の通知
- を受け取ることができます。

システムで何ができるか

指定管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

＜指定管理口座＞

- ✓ 基準排出量、削減義務率などの参照
- ✓ 毎年度の温室効果ガス排出状況の参照
- ✓ 義務履行状況の参照

義務履行状況

		削減義務率以外の数値の単位はt-CO ₂					
		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	削減義務期間合計
適用区分		第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率	第二義務率	
事業所区分		I-2	I-2	I-2	I-2	I-2	
トップレベル事業所の認定区分							
電事法関連の適用区分							
決定及び 予定の 量	基準排出量	33,041	33,041	33,041	33,041	33,041	165,205
	削減義務率	15%	15%	15%	15%	15%	
	排出上限量						140,425
	削減義務量						24,780
実績	特定温室効果ガス 排出量	23,334					23,334
	排出削減量	9,707					9,707
その他ガス削減量の							
義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した 排出削減量		9,707					9,707
超過削減量発行可能量		4,751					

超過削減量の発行可能な量が一目でわかる

残りの削減義務期間における排出上限量

117,091 t-CO₂

システムで何ができるか

指定管理口座・一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分の口座のみ

(例)一般管理口座の画面

<指定・一般共通>

✓クレジットの保有量の参照

✓クレジットの取引履歴の参照

✓口座開設者情報の参照

■ クレジット情報

クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-CO2)
130-10000000012345~ 130-19999999912345	再エネクレジット (その他削減量)	特定小水力	1,000

■ 検索結果

10件の取引履歴情報が検索されました。

選択	項番	取引完了日付	申請区分	移転実行状態	取引履歴番号
☐	1	2015/08/01	移転	移転実行待ち	130-9876543210
☐	2	2015/08/03	都から他自治体へ	-	130-9876543211
☐	3	2015/08/15	発行	-	130-9876543212
☐	4	2015/08/20	発行	-	130-9876543213

システムで何ができるか

一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

<一般管理口座>

✓移転の実行

✓見積受付登録事業者
照会

都の処理完了日付	2015/08/21
取引完了日付	2015/08/21
取引等の区分	移転
移転の実行状況	移転の実行待ち
取引履歴番号	130-2111111119

■ 移転元口座情報

口座番号	130-110-400000001-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	株式会社クレジット発行
口座名義人の代表者名（個人氏名）	東京花子
口座名義人の所在地（住所）	東京都江東区豊洲×丁目

■ 移転先口座情報

口座番号	130-110-9876543210-00
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	クレジット移転株式会社
口座名義人の代表者名（個人氏名）	江戸一郎
口座名義人の所在地（住所）	東京都大田区羽田×丁目

■ クレジット情報

クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類	クレジットの種類 (詳細)	クレジット量 (t-CO2)
0000000012345~ 9999999998765	再エネクレジット（環境価値換算量）	風力	1

移転が完了しました。

取引履歴番号 130-2111111119

» 検索結果一覧画面に戻る

» 移転実行

ボタンを押して、移転完了！

» 移転実行

一般管理口座から一般管理口座
への移転の場合のみ、「移転実行」
の操作が必要

システムで何ができるか

一般管理口座が開設されると、次のことができる※1

※1 自分が開設した口座のみ

＜一般管理口座＞

✓移転の実行

✓見積受付登録事業者
照会

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取扱 種別	見積受付事業者 としての登録	取扱クレジットの種類	連絡先	備考（最大1,000文字） ※連絡先、PR等、ご自由に入力 してください。
☒	購入	希望する	超過削減量 都内中小クレジット 再エネクレジット（環境価値換算量） 再エネクレジット（その他削減量） 都外クレジット 埼玉連携クレジット	担当者: 大江戸花子 TEL: 03-▲▲▲▲- ■■■■ メール: O.Hanako@▲▲.co.jp	お気軽にご相談くださ い。
☐	販売	希望しない			

👉 売り手・買い手を
探すことができる！

この画面で登録した情報がシステム上に公開される。

口座簿利用者番号(ユーザID)・暗証番号を紛失した

- システムにログインするためのユーザID、初期暗証番号は「指定(又は一般)管理口座開設通知書」又は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載あり
- 「口座簿利用者番号等通知申請書」により、ユーザIDの通知又は暗証番号の再発行が可能
 - ⇒「指定(又は一般)管理口座開設申請書」又は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」の「振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先」宛てに郵送
- 初期暗証番号でログインすると、暗証番号の変更が必ず求められる
 - ⇒変更後、再度暗証番号の変更を行う場合は、一度ログアウトしてから作業を行うこと。その際、初期暗証番号を暗証番号として(再度)設定することは、セキュリティ対策上、推奨しない。

登録情報の確認

口座名義人情報・連絡先の登録情報が最新の情報になっているか確認

- 口座の連絡先は、「地球温暖化対策計画書」の連絡先とは別に設けられているので、特に注意が必要となる。

※連絡先の登録情報に変更がある場合は、申請または連絡が必要となる。

P. 52参照

東京都環境局
総量削減義務と排出量取引システム
■ 網羅ログイン時刻: 2015/10/28 15:11:18
メニュー ヘルプ ログアウト

口座情報詳細(指定管理口座)

口座情報の詳細は以下のとおりです。

口座番号	130-100-9999-0
管理口座の種類	指定管理口座
口座状態	開設
開設日	2015/10/18
口座情報最終更新日	2015/10/18

指定地球温暖化対策事業所に係る情報

指定番号	0000
事業所の名称	株式会社指定管理
事業所の所在地	新宿区〇〇△丁目〇番地
事業所の状態	特定地球温暖化対策事業所

口座管理者情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。

指定方法	口座名義人から指定	
法人名称		-
代表者名(個人氏名)		-
所在地(住所)		-

口座名義人表示

特定一般管理口座情報

次の一般管理口座に対し、クレジット等の振替を行うことができます。

現在登録されている特定一般管理口座(クレジット等の振替を行うことのできる一般管理口座)はありません。

振替可能削減量等の管理を行う部署等の情報

「公表」と記載のある情報につきましては、東京都が提供する口座情報一覧の中で一般に公開されます。

会社名(個人氏名)		-
住所		-
所属名		-
担当署名		-
電話番号		-
FAX番号		-
メールアドレス		-

口座情報一覧について

分野別のご案内 申請・届出 条例・計画・審議会 データ・資料・刊行物 環境局について

☆ トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 総量削減義務と排出量取引システムについて

総量削減義務と排出量取引システムについて

Tweet いいね! ページ番号: 447-611-879 更新日: 2018年2月9日

総量削減義務と排出量取引システムとは?

総量削減義務と排出量取引システムとは、東京都が実施する総量削減義務と排出量取引制度において、事業所ごとの削減義務履行状況の確認やクレジット等の管理等を行うシステムです。

利用時間: 開庁日(土日、祝日を除く)9時から18時まで

- 実績、計画、口座一覧等の公表(外部サイト)
- 口座開設者はこちら(ログイン)(外部サイト)

大規模事業所における対策

- 超過削減クレジットの無効化
- 制度概要
- 排出量取引
- 排出量取引の運用に関する専門家委員会
- 総量削減義務と排出量取引システムについて
- クレジット等の創出

- ✓ 指定管理口座、一般管理口座の口座名義人や連絡先の情報を一覧化したもの
- ✓ 東京都環境局のホームページで閲覧できる。
- ✓ 原則、全ての管理口座について情報を公表する。

新着情報

2013年1月26日

システムの機能が一部追加されました。

「移転実行」をする際に、「第2パスワード」の入力が必要となります。

「第2パスワード」は初め、設定されていませんので、メニューから「第2パスワード」をクリックし、設定してください。

(例) 指定管理口座情報一覧 (PDF) イメージ

130-100-XXX-00 東京都庁 新宿区	口座名義人に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△× 〇〇ビル		
	口座管理者に係る情報				
	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
130-100-XXX-00 〇〇ビル	東京都		東京都新宿区西新宿〇丁目△× 〇〇ビル		
	振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先				
	氏名又は会社名	所属名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
	東京都	環境局	03-XXXX-XXXX	03-XXXX-XXXX	e-mail@metro.tokyo
	口座名義人に係る情報				
130-100-XXX-00 〇〇ビル	氏名(法人にあっては、名称)		住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		
	△△株式会社		東京都新宿区〇丁目△× 〇〇ビル		

口座番号が分からなくなった場合はここから確認

7. 関係資料の掲載場所

東京都 排出量取引 で 検索

東京都環境局
Bureau of Environment

言語 都庁総合トップページ
サイトマップ キーワードを入力してください 検索

分野別のご案内 申請・届出 条例・計画・審議会 データ・資料・刊行物 環境局について

トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策

大規模事業所における対策

Tweet いいね! ページ番号: 517-140-504

総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)

この制度は、大規模事業所(前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間1,500 kl以上の事業所)にCO2排出量の削減義務を課すものであり、オフィスビル等をも対象とする世界初の都市型キャップ・アンド・トレード制度です。

新着情報

2018年3月19日 new
平成29年度 第1回削減義務実施に向けた専門的事項等検討会の実施について

2018年3月14日 new
平成29年度トップレベル認定事業所を公表しました。

2018年2月21日
第2計画期間2年度目(平成28年度)の実績を公表しました。(外部サイト)

2017年12月14日
「第2回東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2017」を開催しました。当日の資料はこちら

各リンクのご案内

総量削減義務と排出量取引制度

地球環境・エネルギー

- 気候変動対策全般
- 大規模事業所における対策
- 中・小規模事業所における対策
- 家庭における対策
- 新築建物及び大規模開発における対策
- 都市エネルギー施策の推進
- 都庁自らの取組
- ヒートアイランド対策
- 再生可能エネルギーの利用拡大
- エネルギー供給事業者における対策

排出量取引の情報は、東京都環境局HPから

東京都環境局
Bureau of Environment

音声読み上げ・文字拡大・色合い変更 Language 都庁総合トップページ

サイトマップ キーワードを入力してください 検索

トップ 分野別のご案内 申請・届出 条例・計画・審議会 データ・資料・刊行物 環境局について

トップページ 地球環境・エネルギー 大規模事業所における対策 排出量取引

排出量取引

Tweet いいね! ページ番号：855-263-574

- ・「東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2018」ブース出展者を募集します！
- ・「東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2018」を開催します！
- ・「平成30年度排出量取引説明会（新規担当者向け）」を開催します！
- ・「第2回東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2017」を開催しました。当日の資料は、こちら
- ・「東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2017」を開催しました。当日の資料はこちら
- ・「東京都排出量取引セミナー」を開催しました！当日の資料は、こちら
- ・排出量取引の運用に関する専門家委員会について
- ・都供給クレジットの販売
- ・排出量取引に関する御案内の送付について
- ・排出量取引入門パンフレット、制度動画
- ・排出量取引に関する説明資料
- ・簡易義務履行状況確認シート
- ・排出量取引運用ガイドライン
- ・排出量取引の会計・税務処理
- ・排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）
- ・クレジット販売・仲介事業者

大規模事業所における対策

- ・超過削減クレジットの無効化
- ・制度概要
- 排出量取引
- ・排出量取引の運用に関する専門家委員会
- ・総量削減義務と排出量取引システムについて
- ・クレジット等の創出
- ・トップレベル事業所
- ・テナント事業者の省エネ対策
- ・制度実績の公表
- 提出書類

システムログインはこの先⇒

各申請様式はこちら⇒

<排出量取引>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/trade/index.html

排出量取引に関する情報公開について

クレジットの発行量や取引量など、排出量取引に関する情報を東京都環境局HPで公表しています。

＜制度実績の公表＞

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/data/index.html

に、「排出量取引に係る情報」としてPDFファイルを掲載

排出量取引等に係る情報(2017年3月)

[illegible]

(2) クレジット等の発行先(平成28年4月1日～〇月〇日) クレジット等の発行先は、発行先口座の口座名義人が帰属した場合に限り公表されます。

口座番号	事業所の名称(指定管理口座) 口座名義人の名称(一般管理口座)	クレジット等の種類	発行量	発行月
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇月

[illegible]

2 グループ等の移動量（量の単位はt-CO₂）（平成28年4月1日～〇月〇日）

[illegible]

3 クレジット等の量 (t-CO₂) (平成〇年〇月〇日時点)

[illegible]

大規模事業所における対策

- ・超過削減クレジットの無効化

制度概要

排出量取引

- 排出量取引の運用に関する専門家委員会

＞ 総量削減義務と排出量取引システムについて

・クレジット等の創出

トップレベル事業所

＞ テナント事業者の省エネ対策

制度実績の公表

提出書類

> 説明会・講習会情報

(例) 排出量取引に係る情報 (PDF) イメージ **79**



8. 排出量取引に関する用語定義集

排出量取引に関する用語定義集(1)

あ行		
1	一般管理口座	取引参加者がオフセットクレジットの発行と、超過削減量及びオフセットクレジットの取引とを行うために管理する口座。取引参加者の単位で開設することができる。
2	一般管理口座等に係る関連付け	一般管理口座と指定管理口座との間で、超過削減量又はオフセットクレジットの移転ができるよう、二つの口座を関連付けること。関連付けされていない一般管理口座と指定管理口座との間では、クレジット等の移転を行うことができない。 なお、「一般管理口座等に係る関連付け」は2013年1月1日付改正前の規則では、「特定一般管理口座の登録」手順と呼んでいた。
3	移転	ある管理口座に記録されている超過削減量又はオフセットクレジットを減少させ、他の管理口座においてそのクレジット等の増加の記録をすることを、クレジット等が減少する管理口座の側から表現したもの。
4	オフセットクレジット	排出量取引の対象となる削減量のうち、都内中小クレジット、都外クレジット、再エネクレジット及び埼玉連携クレジットの4つを指す。
5	温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化いおう(SF ₆)、及び三ふっ化窒素(NF ₃)を指す。
か行		
6	カーボン・オフセット	事業活動等におけるCO ₂ 等の排出について、自らの取組のみでは削減しきれない量を、他の事業者の取組等による削減量で埋め合わせ(オフセット)するという考え方
7	環境価値	特定温室効果ガスの排出削減の事実及び当該削減による地球温暖化対策に貢献する価値を指す。

排出量取引に関する用語定義集(2)

8	環境価値換算量	再エネクレジットの一種。再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値を、特定温室効果ガス排出量の削減量に換算してクレジット化したものを指す。
9	基準排出量	特定地球温暖化対策事業所において特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量を指す。過去の特定温室効果ガス排出量の平均値で算定する場合と、用途別に定められた排出標準原単位を用いて算定する場合とがある。
10	規則	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年東京都規則第34号)を指す。
11	帰属	管理口座において超過削減量、オフセットクレジット又はその他ガス削減量が記録されている状態を、当該超過削減量、オフセットクレジット又はその他ガス削減量は当該管理口座の口座名義人に帰属するという。
12	義務充当	指定管理口座に記録された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を義務履行に充てるために義務充当口座に移すことを指す。義務充当口座に移された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は再び指定管理口座に移すことはできない。
13	義務充当口座	指定管理口座に記録された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を義務履行に充てるために移す口座を指す。指定管理口座から義務充当口座に移された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は当該特定地球温暖化対策事業所の削減量とみなされる。
14	義務履行期限	計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日を指す。ただし、次の例外がある。 特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり削減義務の終了年度が変更された場合は知事が認めた日の翌日から起算して180日目 計画期間の削減義務量又は温室効果ガス排出量の確定が当該計画期間の終了年度の翌々年度の4月3日以降となった場合は確定の日の翌日から起算して180日目

排出量取引に関する用語定義集(3)

15	クレジット等	削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減義務の履行への利用が可能なものを指す。超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット、埼玉連携クレジット及びその他ガス削減量がクレジット等に当たる。なお、このうち都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット及び埼玉連携クレジットをオフセットクレジットという。
16	口座管理者	指定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者の申請により登録され、その管理口座に関する手続を代行する者を指す。
17	口座簿利用者番号	ユーザIDの正式名称(規則における用語)
18	口座名義人	管理口座の開設を受ける者を指す。指定管理口座においては当該指定地球温暖化対策事業所の指定地球温暖化対策事業者が、一般管理口座においては開設を受ける取引参加者が各々該当する。
さ行		
19	再エネクレジット	環境価値換算量(一定の条件を満たす再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値をクレジット化したもの)及びその他削減量(一定の条件を満たすグリーンエネルギー証書又はRPS法新エネルギー等電気相当量をクレジット化したもの)を指す。
20	埼玉連携クレジット	連携県等削減量の通称。埼玉県で創出されるクレジット等のうち、東京都の排出量取引で利用できるものをいい、次の2種類がある。 ・超過削減量(基準排出量が15万トン以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限る。) ・県内削減量

排出量取引に関する用語定義集(4)

21	削減義務期間	特定地球温暖化対策事業者が、削減義務を負う期間を指す。各計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該計画期間の終了年度までの期間（ただし、特定地球温暖化対策事業所の指定の取消しがあり終了年度が変更された場合は当該変更後の終了年度）までがこれに当たる。
22	削減義務の履行	義務履行期限までに「事業所の排出総量」から「義務充当口座の削減量」を差し引いた量を「排出上限量」以下とすることを指す。「事業所の排出総量」が「排出上限量」以下であれば、「義務充当口座の削減量」は必要ない。
23	削減義務率	特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合を指す。第一計画期間においては8%（第一区分事業所のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所を除く。）又は6%（第一区分事業所のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所及び第二区分事業所）、第二計画期間においては17%又は15%である。
24	削減義務量	特定地球温暖化対策事業所において、削減義務期間の間に、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減しなければならない合計量を指す。削減義務期間の間の一年度ごとに基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を当該削減義務期間において合計して計算される。
25	削減計画期間	制度全体の区切りであって、削減義務期間の基となる各期間を指す。第一計画期間は2010年度から2014年度までの5か年度で、以降5か年度ごとの期間となる。
26	削減量口座簿	削減量口座簿は、本制度で利用できる超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を記録し、管理するシステムである。削減量口座簿には知事の管理口座、指定管理口座及び一般管理口座が開設され、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量は全てこれらの口座に発行される。また、排出量取引による超過削減量及びオフセットクレジットの取得や、義務充当等は、全て削減量口座簿上に記録される。

排出量取引に関する用語定義集(5)

27	指定管理口座	指定地球温暖化対策事業者が特定温室効果ガス年度排出量を管理し、またこれに加えて特定地球温暖化対策事業者が基準排出量、排出上限量、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量を管理する口座を指す。第二計画期間以降、指定地球温暖化対策事業所の指定時に事業所単位で自動で開設される。
28	指定地球温暖化対策事業者	指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等を指す。原則所有事業者が該当するが、所有事業者及び当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者が所有事業者等届出書により知事に届け出た場合、当該届出者が該当する。
29	指定地球温暖化対策事業所	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kℓ以上となったことで、知事から指定を受けた事業所を指す。特定地球温暖化対策事業所の指定を受けていない間は、総量削減義務はかからない。
30	指定番号	指定地球温暖化対策事業所ごとに付けられた4桁の固有の番号を指す。
31	取得	移転の対となる概念。他の管理口座に記録されている超過削減量又はオフセットクレジットを減少させ、自らの管理口座においてそのクレジット等の増加の記録をすることを、クレジット等が増加する管理口座の側から表現したもの。
32	識別番号	シリアル番号の正式名称(規則における用語)
33	シリアル番号	超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量について、1t-CO ₂ ごとに付けられる番号を指す。シリアル番号により、超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の種類、発行された計画期間等に関連づけることができる。
34	総量削減義務と排出量取引システム	削減量口座簿の機能に加え、本制度の管理に関する機能を総合的にまとめたシステムの名称。削減量口座簿に記録された情報の参照など、このシステムの一部の機能は事業者も直接利用できる。

排出量取引に関する用語定義集(6)

た行		
35	大規模事業所	指定地球温暖化対策事業所の要件を満たす事業所を指す。
36	知事の管理口座	知事が制度運用のために用いる口座を指す。義務充当口座、抹消口座、他制度連携口座、及び無効化口座から構成される。
37	超過削減量	特定地球温暖化対策事業所において、削減義務量を基に算定される値を超えて特定温室効果ガス排出量を削減したときに発行できるもので、排出量取引の対象となる。基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量(基準排出量の2分の1を上限とする。)のうち、基準排出量に削減義務率を乗じて得た量から義務充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量を超過した量を指す。
38	都外クレジット	都外削減量の通称。一定の条件を満たす都外の事業所等において特定温室効果ガス排出量が一定の水準以上削減されたときに発行されるもので、排出量取引の対象となる。
39	特定地球温暖化対策事業者	特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等を指す。原則所有事業者が該当するが、所有事業者及び当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者が所有事業者等届出書により知事に届け出た場合、当該届出者が該当する。
40	特定地球温暖化対策事業所	指定地球温暖化対策事業所のうち、3年度(年度の途中から当該事業所の使用が開始された場合にあつては、当該年度を除く3年度)連続して原油換算エネルギー使用量が1,500kl以上となったことで、指定を受けた事業所を指す。総量削減義務がかかる。
41	都内中小クレジット	都内削減量の通称。一定の条件を満たす都内の指定地球温暖化対策事業所以外の事業所等において特定温室効果ガス排出量が削減されたときに発行できるもので、排出量取引の対象となる。
42	取引参加者	特定地球温暖化対策事業者、指定地球温暖化対策事業者及びそれ以外で取引への参加を希望する事業者を指す。

排出量取引に関する用語定義集(7)

な行		
は行		
43	排出上限量	削減義務期間の間に排出することが許される上限の量を指す。削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から削減義務量を減じて計算される。
44	排出削減量	削減義務期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から排出総量を減じて得た量を指す。
45	排出総量	特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量の削減義務期間における合計を指す。
46	排出量取引	超過削減量及びオフセットクレジットの取得及び移転と、それに伴う諸手続を指す。
47	発行	知事が、削減量口座簿において、それまで記録されていなかった超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の増加の記録をすることを指す。
48	バンキング	当該計画期間に発行された超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量をその期間の義務充当に利用せず、翌計画期間の義務充当に利用するために指定管理口座又は一般管理口座で保有し続けることを指す。
49	振替	取得及び移転を指す。
50	振替可能削減量	条例における用語で、超過削減量及びオフセットクレジットを指す。

排出量取引に関する用語定義集(8)

ま行		
51	見積受付登録事業者	クレジット等の売買の見積りを行う者として、事業者自らが削減量口座簿に登録した者を指す。
52	無効化	クレジット等を本制度の義務充当に利用できない状態にすることを指す。
や行		
53	ユーザID(口座簿利用者番号)	削減量口座簿に開設を受けた管理口座へログインするために必要となる番号を指す。パスワード(初期暗証番号)と共に「指定(又は一般)管理口座開設通知書」又は「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」に記載。
ら行		
わ行		

※「総量削減義務と排出量取引制度における 排出量取引運用ガイドライン」第3部第1章 「用語定義集」より抜粋

<排出量取引総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン>

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html#cmstori

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、排出量取引に関する相談についてもお受けしています。

- ✓口座の開設、取引に関する申請手続
 - ✓クレジットの取引方法
 - ✓会計税務の取扱い
 - ✓クレジットの無効化に関すること
 - ✓その他排出量取引に関すること
- お気軽にご相談ください。

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 **20** 階南側

TEL : 03-5388-3438

FAX : 03-5388-1380

Email : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)

torihiki@ml.metro.tokyo.jp (取引制度に関係するご質問)